

大学機関別認証評価

自己評価書

令和2年8月

東京農工大学

目 次

I	大学の現況、目的及び特徴	1
II	基準ごとの自己評価	
領域 1	教育研究上の基本組織に関する基準	5
領域 2	内部質保証に関する基準	10
領域 3	財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準	19
領域 4	施設及び設備並びに学生支援に関する基準	25
領域 5	学生の受入に関する基準	30
領域 6	教育課程と学習成果に関する基準	35
	基準の判断 総括表	35
	農学部	36
	工学部	50
	工学府	63
	農学府	77
	生物システム応用科学府	92
	連合農学研究科	107

I 大学の現況、目的及び特徴

1 現況

- (1) 大学名 東京農工大学
- (2) 所在地 大学本部：東京都府中市晴見町
府中キャンパス：東京都府中市晴見町、幸町
小金井キャンパス：東京都小金井市中町
- (3) 教育研究上の基本組織

学士課程	農学部、工学部
大学院課程	工学府（博士前期・後期課程、専門職学位課程）、農学府（修士課程・博士課程）、生物システム応用科学府（博士前期・後期課程・一貫制博士課程）、連合農学研究科（博士課程）

- (4) 学生数及び教員数（令和2年5月1日現在）

学生数	学部 3,787人、 大学院 1,906人
教員数	専任教員数：377人

2 大学等の目的

- (1) 東京農工大学の目的（国立大学法人東京農工大学憲章）

東京農工大学は、20世紀の社会と科学技術が顕在化させた「持続発展可能な社会の実現」に向けた課題を正面から受け止め、農学、工学およびその融合領域における自由な発想に基づく教育研究を通して、世界の平和と社会や自然環境と調和した科学技術の進展に貢献するとともに、課題解決とその実現を担う人材の育成と知の創造に邁進することを基本理念とする。

東京農工大学は、この基本理念を「使命志向型教育研究-美しい地球持続のための全学的努力」（MORE SENSE: Mission Oriented Research and Education giving Synergy in Endeavors toward a Sustainable Earth）と標榜し、自らの存在と役割を明示して、21世紀の人類が直面している課題の解決に真摯に取り組む。

【教育】

東京農工大学は、学生の自主的・自律的な学習活動を尊重し、科学技術系の大学に相応しい学識、知の開拓能力、課題探求能力、問題解決能力を兼ね備えた人材を育成する。

東京農工大学は、科学技術系大学院基軸大学として、豊かな教養・高い倫理観と広い国際感覚を具備し、共生社会を構築して人類社会に貢献できうる先駆的で人間性豊かな指導的研究者・技術者・高度専門職業人を養成し、その社会的輩出に貢献する。

【研究】

東京農工大学は、人類社会の基幹を支える農学、工学およびその融合領域にかかわる基礎研究から科学技術に直結する応用研究に至る「使命志向型研究」の遂行により、卓越した新しい知の創造を推進する。

東京農工大学は、高い倫理観をもって、持続発展可能な社会の構築に向けた、人と自然が共生するための「科学技術発信拠点」としての社会的責任を果たす。

【社会貢献・国際交流】

東京農工大学は、学術文化の発展と科学技術教育の基盤形成に参画し、諸研究機関、産業界、地域社会等との連携・交流を推進することで、我が国の科学技術の昂進、産業の振興や地域の活性化と発展に貢献する。

東京農工大学は、世界平和の維持と人類福祉の向上に貢献することを目標に、健全な科学技術の発展に資する教育研究活動の展開とその成果の発信を通じて、諸外国との学術的・文化的交流を深化させ、地球規模での共生持続型社会の構築に貢献する。

【運営】

東京農工大学は、国立大学法人としての設置目的とMORE SENSEの基本理念を踏まえ、構成員の協働を通して自主的・自律的な運営をおこなう。

東京農工大学は、環境に配慮し、人権を尊重するとともに、国立大学法人としての公共性を自覚し、計画と評価を通じて、教育研究機関の特性を生かした組織・業務の見直しなど不断の改革を進め、高い透明性と幅広い公開性を原則に社会に対する説明責任を果たす。

(2) 学部・研究科等ごとの目的

【学部の目的】（東京農工大学学則第82条）

本学の目的及び使命に則り、学部は、農学及び工学に関する学術の基盤及び教養を授け、社会の要請に応える課題探求能力を養うことを目的とする。

【大学院の目的】（東京農工大学学則第44条の2）

本学の目的及び使命に則り、本学大学院は、農学、工学及び融合領域における学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、科学技術の高度化及び学際化に対応し、独創性と実行力を備え、高度の専門能力、確かな研究能力及び教育能力を持つ職業人、研究者又は教育者の育成を目的とする。

【農学部の目的】（東京農工大学学部における教育研究上の目的に関する規程第2条）

農学部においては、農学、生命科学、環境科学、獣医学分野の諸問題の解決と持続発展可能な社会の形成に資するため、広く知識を授けるとともに専門の学芸を教授し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させて優れた能力を有する人材を養成することを目的とする。

【工学部の目的】（東京農工大学学部における教育研究上の目的に関する規程第3条）

工学部においては、工学分野の科学技術に関する基礎、専門知識・技術、専門性を発揮するために役立つ論理的思考力、表現力、多様性を受容する力や協働性を育む教養を学ぶ機会を提供する。主体性を持って人生を切り開いていくために必要な専門性と、人類が直面している諸課題に対し、多面的に考察して判断し、自分の考えをまとめ、他者にわかりやすく表現することができる能力を有する人材を養成することを目的とする。

【工学府の目的】（東京農工大学大学院における教育研究上の目的に関する規程第2条）

工学府においては柔軟な発想力と確かな知識を持ち、独創的な「ものづくり」ができる学生及び高い倫理観と本質を見抜く卓越した能力を有する技術者・研究者の養成を目的とする。

【農学府の目的】（東京農工大学大学院における教育研究上の目的に関する規程第3条）

農学府は、農学、生命科学、環境科学、動物医科学分野の諸課題の解決と持続発展可能な社会の形成に資するため、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を有する人材の養成を目的とする。

【生物システム応用科学府の目的】（東京農工大学大学院における教育研究上の目的に関する規程第4条）

生物システム応用科学府の目的は、専攻毎に以下のとおり定める。

- ・生物機能システム科学専攻：複雑な生物機能に学ぶことで発想される物質生産及び変換、情報処理及び伝達、環境計測、生体計測、物質循環等に関わる様々なシステムを理解するための学問、学術分野を基盤として、農学と工学に係る幅広い実業界で活躍できる修士人材と、高度な研究力と課題解決力を有し、先導的な研究実施能力を有する博士人材を養成する。
- ・食料エネルギーシステム科学専攻：食料、環境、エネルギーに関する問題に対し、広い視野に立って問題解決を図る高度な能力や実践力を持つ人材を養成する。また、専門的な業務に求められる高い研究能力及びその基礎となる学識を有する研究者を育成するための教育研究を行う。
- ・共同先進健康科学専攻：早稲田大学との共同大学院として、博士後期課程3年の大学院共同教育課程を編成し、“健康”を先進的な科学技術に立脚した学問領域として教育、研究する。

【連合農学研究科の目的】（東京農工大学大学院における教育研究上の目的に関する規程第5条）

連合農学研究科においては日本及びアジアでの中核的な博士課程大学院としての発展を目指し、広い視野から生物生産科学、応用生命科学、環境資源共生科学、農業環境工学、農林共生社会科学に関する高度な専門知識、理解力、洞察力、実践力を獲得できる創造的で機能性に富んだ教育を追求し、総合的判断力を備え、国際社会に貢献できる高度専門職業人や研究者を養成することを目的とする。

3 特徴

(1) 沿革

東京農工大学は、明治7（1874）年設立の内務省勸業寮内藤新宿出張所農事修学場をその源とする農学部と、明治17（1884）年設立の農商務省農務局蚕病試験場を源とする繊維学部（のちに工学部に改組）からなる新制大学として、昭和24（1949）年に発足した。今日に至るまで、時代の社会的要請に応じて幾度かの改組再編を行っており、現在、学士課程は農学部と工学部、大学院は工学府、農学府、生物システム応用科学府（農工の融合分野をカバーする教育研究組織として平成28年4月設置）、連合農学研究科（茨城大学、宇都宮大学との連携により昭和60年4月設置）を教育研究上の基本組織としている。工学府には、専門職大学院として工学府産業技術専攻が設置されている（平成23年4月設置）。

近年においては、平成27年4月、生物システム応用科学府に、博士課程教育リーディングプログラムのカリキュラムを継承する実践的で体系的な教育課程を整備するため、5年一貫制博士課程「食料エネルギーシステム科学専攻」を設置したほか、平成30年4月に岩手大学との連携による農学部共同獣医学科に接続する形で、4年制博士課程である「共同獣医学専攻」を農学府に設置し、獣医学教育において学部から大学院まで一貫した教育研究体制を整備した。平成31年4月には、工学部では専門性の幹と多様性の枝を広げる教育理念の下、8学科から6学科に改組し、農学府では組織・分野を横断する教育の実現のため、9専攻から1専攻（6コース）に改組し、専門の壁を越えた教育・研究を実現させている。さらに同年、東京外国語大学、電気通信大学との連携により、新たな知を創造する文理融合型教育を実現するため、大学院博士後期課程「共同サステイナビリティ研究専攻」をそれぞれの大学に設置するなど、社会的要請に応じるため、不断の教育改革に取り組んでいる。

(2) 本学の特色

本学の特色は、農学、工学及びその融合領域の3分野に特化し、機動力のある組織と分野横断型の協力体制を整備することにより、建学の精神を踏まえつつ、いち早く社会の変化に対応するための改革に取り組んできたことにある。創基146年の長い歴史の中で、研究を基軸とする大学として、人類社会の基幹産業である農業と工業に関する学術分野の教育研究を先導してきた一方で、先端研究に留まらず、実学を重視した教育研究を行い、指導的研究者・技術者・高度専門職業人を多数輩出することにより、我が国の産業の根幹を支える役割を果たしてきた。

第3期中期目標期間（平成28～令和3年度）においては、これまでの取組を更に進め、大学憲章に掲げる理念を現代社会の要請に応じた形で実現するため、学長ビジョンとして「世界が認知する研究大学へー世界に向けて日本を牽引する大学としての役割を果たすー」として、4つの機能強化戦略を掲げ、卓越した成果を創出している海外大学と伍して、全学的に卓越した教育研究、社会実装を推進してきた。令和2年5月には、この学長ビジョンを改訂し「科学を基盤に人の価値を知的に社会的に最大に高める世界第一線の研究大学へ ～人とかがやく Flourish with People～」として、「戦略1人の未来価値を広げる教育改革」「戦略2研究連携に基づく新機軸の創成」「戦略3社会に向けた知識の提供と実践」「戦略4教職協働による経営基盤の強化」の4つの戦略を掲げ、農学、工学およびその融合領域における科学的探求を通じて社会に対し次の時代のあるべき姿を示し、世の中を動かす力に変えることができる人材を育成することを通じて、持続発展可能な社会を実現することを目指している。

本学では、国立大学法人東京農工大学憲章で掲げる基本理念と目的を実現するため、平成22年4月に設置された研究組織である農学研究院、工学研究院において、イノベーション創出のために最も重要な要素である卓越した基礎研究力を醸成するとともに、平成28年4月には「食料」「環境」「エネルギー」を3つのキーワードに先端研究を推進する全学的な研究組織として、グローバルイノベーション研究院を設置し、農学、工学、その融合領域から得られる世界最高レベルの「知」に基づく先端研究を推進している。各学部・学府においては、これらの研究組織における研究成果をもとに、世界で類を見ないイノベーションを創出し、それを社会実装できる国際力のある理系ビジョナリー人材を輩出することを目指し、博士課程学生、若手研究者、女性研究者や外国人研究者等の多様な人材を積極的に登用し、それら人材による多様性と国際性に富む教育を提供している。

II 基準ごとの自己評価

領域1 教育研究上の基本組織に関する基準

: 「該当なし」

基準1-1 教育研究上の基本組織が、大学等の目的に照らして適切に構成されていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目1-1-1] 学部及びその学科並びに研究科及びその専攻の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合は、その構成）が、大学及びそれぞれの組織の目的を達成する上で適切なものとなっていること	・自己評価書の「I 大学の現況、目的及び特徴」に記載のため、新たな資料は不要		
	・前回評価以降に改組があった場合は、大学の設置等の認可申請・届出に係る提出書類の様式（別記様式第2号（その1の1）基本計画書）		
	1-1-1-01 基本計画書（工学府共同サステナビリティ研究専攻）		
	1-1-1-02 基本計画書（農学府共同獣医学専攻）		
	1-1-1-03 基本計画書（農学府）		
	1-1-1-04 基本計画書（生物システム応用科学府）		
	1-1-1-05 基本計画書（工学部）		
	・共同教育課程を置いている場合は、大学間で取り交わされた協定書、教育課程の編成・実施その他運営のための協議会の設置を定める文書及びその協議会の開催状況が分かる資料		
	1-1-1-06 国立大学法人東京外国語大学、国立大学法人東京農工大学及び国立大学法人電気通信大学が設置する共同サステナビリティ研究専攻に関する協定書		
	1-1-1-07 東京外国語大学大学院総合国際学研究所・東京農工大学大学院工学府・電気通信大学大学院情報理工学研究科共同サステナビリティ研究専攻連絡協議会規程	1条～6条	
	1-1-1-08 東京外国語大学大学院総合国際学研究所・東京農工大学大学院工学府・電気通信大学大学院情報理工学研究科共同サステナビリティ研究専攻会議規程	1条～7条	
	1-1-1-09 2020年度第1回共同サステナビリティ研究専攻連絡協議会議事要旨		
	1-1-1-10 2020年度第1回共同サステナビリティ研究専攻会議議事要旨		
	1-1-1-11 国立大学法人岩手大学と国立大学法人東京農工大学が設置する共同獣医学科に関する協定書		
	1-1-1-12 岩手大学農学部・東京農工大学農学部共同獣医学科連絡協議会規程	1条～6条	
	1-1-1-13 元-1回共同獣医学科連絡協議会議事要旨		
	1-1-1-14 国立大学法人岩手大学と国立大学法人東京農工大学が設置する共同獣医学専攻に関する協定書		
	1-1-1-15 岩手大学大学院獣医学研究所・東京農工大学大学院農学府共同獣医学専攻連絡協議会規則	1条～6条	
	1-1-1-16 元-1回共同獣医学専攻連絡協議会議事要旨		
1-1-1-17 早稲田大学と東京農工大学との共同先進健康科学専攻の設置に関する協定書			
1-1-1-18 東京農工大学と早稲田大学の共同大学院における共同先進健康科学専攻協議会規程	1条～6条		
1-1-1-19 2019-3回 共同先進健康科学専攻協議会議事要旨			

<p>【特記事項】</p> <p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p> <p>【分析項目1-1-1】 東京農工大学は教育研究の充実を目的に、次のとおり、教育組織の改組・新設を行った。 平成27年、生物システム応用科学府に5年一貫制博士課程「食料エネルギーシステム科学専攻」を設置し、博士課程教育リーディングプログラム（平成24年採択）のカリキュラムを継承する実践的で体系的な教育課程を整備した。平成30年、岩手大学との農学部共同獣医学科に接続する形で、4年制博士課程である共同獣医専攻を農学府に設置し、平成31年、分野横断的な課題解決に貢献する実践型グローバル人材を育成するため、東京外国語大学、電気通信大学との連携による共同サステナビリティ研究専攻を工学府に設置した。さらに、農学府修士課程は従来の9専攻を1専攻6コースに、工学部は従来の8学科を6学科にそれぞれ改組し、専門分野間の学術交流を活性化することで、農学、工学を基盤に地球規模課題の解決に貢献する人材育成を可能とする体制を整備した。</p>
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p> <p>該当なし</p>
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p> <p>■ 当該基準を満たす</p>
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p> <p>該当なし</p>
<p>【改善を要する事項】</p> <p>該当なし</p>

基準1-2 教育研究活動等の展開に必要な教員が適切に配置されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目1-2-1] 大学設置基準等各設置基準に照らして、必要な人数の教員を配置していること	・ 認証評価共通基礎データ様式		
	認証評価共通基礎データ様式(令和元年6月改訂)	様式1	
[分析項目1-2-2] 教員の年齢及び性別の構成が、著しく偏っていないこと	・ 教員の年齢別・性別内訳(別紙様式1-2-2)		
	1-2-2 教員の年齢別・性別内訳		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目1-2-2] ・ 若手教員を増やすための取組として、本学では、テニュアトラック推進機構を設置し、各種施策を実施しており、平成28年度9名、平成29年度10名、平成30年度16名、令和元年度2名のテニュア取得者を配置している。 ・ 平成30年度には卓越した研究成果と意欲を持つ優秀な若手准教授に早期に教授となる機会を与える「キャリアチャレンジ教授」制度等を実施するほか、令和元年度から卓越した研究成果を持つ教授や准教授を「ディスティングイッシュトプロフェッサー(卓越教授)」と対外的に称することを可能とするなど、環境整備にも取り組んでいる。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 該当なし			
【改善を要する事項】 該当なし			

基準1-3 教育研究活動等を展開する上で、必要な運営体制が適切に整備され機能していること				
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲	
[分析項目1-3-1] 教員の組織的な役割分担の下で、教育研究に係る責任の所在が明確になっていること	・ 教員組織と教育組織の対応表（別紙様式1-3-1）			
	1-3-1 教員組織と教育組織の対応表			
	・ 組織体制が確認できる規定類（学則、運営組織規定）			
	1-3-1-01 国立大学法人東京農工大学組織運営規則	4条、5条、22条		
	1-3-1-02 国立大学法人東京農工大学部局組織運営規程	2条		
	1-3-1-03 東京農工大学農学府・農学部運営規則	2条		
	1-3-1-04 東京農工大学工学府・工学部運営規則	2条		
	1-3-1-05 東京農工大学大学院生物システム応用科学府運営規則	2条		
	1-3-1-06 東京農工大学大学院連合農学研究科運営規則	2条		
	・ 責任体制が確認できる規定類（学則、運営組織規定）			
	1-3-1-01 国立大学法人東京農工大学組織運営規則	4条、5条、22条	再掲	
	1-3-1-02 国立大学法人東京農工大学部局組織運営規程	3条、4条	再掲	
[分析項目1-3-2] 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っていること	・ 規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧（別紙様式1-3-2）			
	1-3-2 規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧			
	・ 教授会等の組織構成図、運営規定等			
	1-3-1-01 国立大学法人東京農工大学組織運営規則	24条、25条	再掲	
	1-3-1-02 国立大学法人東京農工大学部局組織運営規程	11条	再掲	
	1-3-1-03 東京農工大学農学府・農学部運営規則	6条、7条	再掲	
	1-3-1-04 東京農工大学工学府・工学部運営規則	6条、7条	再掲	
	1-3-1-05 東京農工大学大学院生物システム応用科学府運営規則	6条、7条	再掲	
	1-3-1-06 東京農工大学大学院連合農学研究科運営規則	5条、6条	再掲	
	[分析項目1-3-3] 全学的見地から、学長若しくは副学長の下で教育研究活動について審議し又は実施する組織が機能していること	・ 規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧（別紙様式1-3-3）		
		1-3-3 規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧		
		・ 組織構成図、運営規定等		
1-3-3-01 国立大学法人東京農工大学機構図				
1-3-3-02 国立大学法人東京農工大学教育研究評議会規程		2条、3条、4条		

<p>【特記事項】</p> <p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p> <p>[分析項目1-3-1] ・本学では、国立大学法人東京農工大学組織運営規則第4条により、教員組織として研究院を設置することを定め、第16条により、農学研究院、工学研究院に所属する教員が学府及び学部の職務を兼ねることを定めている。農学部、農学府、連合農学研究科は農学研究院所属の教員が、工学部、工学府は工学研究院所属の教員が職務を兼ねており、農工融合分野である生物システム応用科学府及び工学府共同サステイナビリティ研究専攻は、農学研究院または工学研究院に所属する教員が職務を兼ねている。</p> <p>[分析項目1-3-2] ・本学では、教育活動の重要事項を審議するため、国立大学法人東京農工大学組織運営規則第24条、第25条により、教授会及び部局運営委員会を設置することを定めており、教授会の審議事項は、国立大学法人東京農工大学部局組織運営規程第11条により、全学的に定められている。運営委員会は教授会の審議に先立ち各部局の運営事項及び次条に定める教授会から委任された事項について審議するために設置され、その審議事項は各部局の運営規則に定められている。連合農学研究科においては、教授会から特に審議を付託された事項、緊急性を要する事項等について審議を行うため、運営委員会に代えて教授会の下に代議委員会を設置しており、東京農工大学大学院連合農学研究科運営規則第6条に、審議事項を定めている。</p> <p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに簡条書き</u>で記述すること。</p> <p>該当なし</p> <p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p> <p>■ 当該基準を満たす</p> <p>【優れた成果が確認できる取組】</p> <p>該当なし</p> <p>【改善を要する事項】</p> <p>該当なし</p>

II 基準ごとの自己評価

領域2 内部質保証に関する基準

: 「該当なし」

基準2-1 【重点評価項目】内部質保証に係る体制が明確に規定されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目2-1-1] 大学等の教育研究活動等の質及び学生の学習成果の水準について、継続的に維持、向上を図ることを目的とした全学的な体制（以下、「機関別内部質保証体制」という。）を整備していること	・ 内部質保証に係る責任体制等一覧（別紙様式2-1-1）		
	2-1-1 内部質保証に係る責任体制等一覧		
	・ 明文化された規定類		
	1-3-1-01 国立大学法人東京農工大学組織運営規則	21条	再掲
	2-1-1-01 国立大学法人東京農工大学全学計画評価委員会規程	2条	
	2-1-1-02 国立大学法人東京農工大学大学評価実施規程	2条～5条	
[分析項目2-1-2] それぞれの教育研究上の基本組織が、教育課程について責任をもつように質保証の体制が整備されていること	・ 教育研究上の基本組織一覧（別紙様式2-1-2）		
	2-1-2 教育研究上の基本組織一覧		
	・ 明文化された規定類		
	2-1-2-01 国立大学法人東京農工大学学則	53条、53条別表2、83条、83条別表6	
	1-3-1-01 国立大学法人東京農工大学組織運営規則	4条、5条	再掲
	1-3-1-03 東京農工大学農学府・農学部運営規則	2条	再掲
	1-3-1-04 東京農工大学工学府・工学部運営規則	2条	再掲
	1-3-1-05 東京農工大学大学院生物システム応用科学府運営規則	2条	再掲
	1-3-1-06 東京農工大学大学院連合農学研究科運営規則	2条	再掲
	・ 評価実施年度における当該共同学科等の教育課程に関する報告書（関与するすべての大学の名義で作成されたもの。）		
	2-1-2-02 農学部共同獣医学科自己評価書（非公表）		
	2-1-2-03 農学府共同獣医学専攻自己評価書（非公表）		
	2-1-2-04 生物システム応用科学府共同先進健康科学専攻自己評価書（非公表）		
2-1-2-05 工学府共同サステナビリティ研究専攻自己評価書（非公表）			

<p>【分析項目2-1-3】 施設及び設備、学生支援並びに学生の受入に関して質保証について責任をもつ体制を整備していること</p>	<p>・ 質保証について責任をもつ体制への構成員等の一覧（別紙様式2-1-3）</p>		
	<p>2-1-3 質保証について責任をもつ体制への構成員等の一覧</p>		
	<p>・ 明文化された規定類</p>		
	<p>2-1-3-01 国立大学法人東京農工大学施設整備委員会細則</p>	1条～4条	
	<p>2-1-3-02 国立大学法人東京農工大学教育・学生生活委員会細則</p>	1条～4条	
<p>2-1-3-03 国立大学法人東京農工大学入学試験委員会細則</p>	1条～4条		
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>【分析項目2-1-1】 本学では、国立大学法人法第21条第1項の規定に基づき、教育研究に関する重要事項を審議するための教育研究評議会を設置しているほか、国立大学法人東京農工大学組織運営規則第21条の規定に基づき、全学的な観点から本学の活動に関する点検・評価活動を行うための全学計画評価委員会を設置している。全学計画評価委員会の下には、施設設備、学生支援、学生受入について審議する全学委員会が置かれ、各部署の委員会等と連携して教育研究活動における問題点の把握と改善を図っている。国立大学法人東京農工大学大学評価実施規程第5条第3項の規定に基づき、総括責任者である学長は、全学計画評価委員会の点検・評価結果の報告を受け、必要に応じて改善措置を講じることとしており、全学計画評価委員会を中核として、内部質保証体制が整備されている。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに簡条書き</u>で記述すること。</p>			
<p>該当なし</p>			
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p> <p>■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p> <p>該当なし</p>			
<p>【改善を要する事項】</p> <p>該当なし</p>			

基準2-2 【重点評価項目】内部質保証のための手順が明確に規定されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目2-2-1] それぞれの教育課程について、以下の事項を機関別内部質保証体制が確認する手順を有していること (1) 学位授与方針が大学等の目的に則して定められていること (2) 教育課程方針が大学等の目的及び学位授与方針と整合性をもって定められていること (3) 学習成果の達成が授与する学位に相応しい水準になっていること	・ 明文化された規定類		
	2-2-1-01 国立大学法人東京農工大学自己点検・評価実施細則	3条、4条、別表1～別表4、5条	
[分析項目2-2-2] 教育課程ごとの点検・評価において、領域6の各基準に照らした判断が行うことが定められていること	・ 教育課程における評価の内容を規定する規定類一覧（別紙様式2-2-2）		
	2-2-2 教育課程における評価の内容を規定する規定類一覧		
	・ 明文化された規定類		
[分析項目2-2-3] 施設及び設備、学生支援、学生の受入に関して行う自己点検・評価の方法が明確に定められていること	2-2-1-01 国立大学法人東京農工大学自己点検・評価実施細則	3条、4条、別表4、5条	再掲
	・ 自己点検・評価の実施時期、評価方法を規定する規定類一覧（別紙様式2-2-3）		
	2-2-3 自己点検・評価の実施時期、評価方法を規定する規定類一覧		
	・ 明文化された規定類		
	2-2-1-01 国立大学法人東京農工大学自己点検・評価実施細則	4条	再掲
	2-1-3-01 国立大学法人東京農工大学施設整備委員会細則	8条の2	再掲
	2-1-3-02 国立大学法人東京農工大学教育・学生生活委員会細則	10条の2	再掲
2-1-3-03 国立大学法人東京農工大学入学試験委員会細則	12条の2	再掲	
[分析項目2-2-4] 機関別内部質保証体制において、関係者（学生、卒業生（修了生）、卒業生（修了生）の主な雇用者等）から意見を聴取する仕組みを設けていること	・ 意見聴取の実施時期、内容等一覧（別紙様式2-2-4）		
	2-2-4 意見聴取の実施時期、内容等一覧		
	・ 明文化された規定類		
	2-2-4-01 東京農工大学学生に対する授業アンケート調査実施に関する申合せ		
	2-2-4-02 東京農工大学新生及び卒業生・修了生アンケート調査実施に関する申合せ		
	2-2-4-03 東京農工大学学生生活実態調査の実施に関する申合せ		
	2-2-4-04 「学長と学生との懇談会」実施要項		
2-2-1-01 国立大学法人東京農工大学自己点検・評価実施細則	3条別表2、別表4	再掲	

[分析項目2-2-5] 機関別内部質保証体制において共有、確認された自己点検・評価結果（設置計画履行状況等調査において付される意見等、監事、会計監査人からの意見、外部者による意見及び当該自己点検・評価をもとに受審した第三者評価の結果を含む。）を踏まえた対応措置について検討、立案、提案する手順が定められていること	・検討、立案、提案の責任主体一覧（別紙様式2-2-5）		
	2-2-5 検討、立案、提案の責任主体一覧		
	・明文化された規定類		
	2-2-1-01 国立大学法人東京農工大学自己点検・評価実施細則	4条、5条	再掲
	2-1-3-01 国立大学法人東京農工大学施設整備委員会細則	8条の2	再掲
	2-1-3-02 国立大学法人東京農工大学教育・学生生活委員会細則	10条の2	再掲
[分析項目2-2-6] 機関別内部質保証体制において承認された計画を実施する手順が定められていること	2-1-3-03 国立大学法人東京農工大学入学試験委員会細則	12条の2	再掲
	・実施の責任主体一覧（別紙様式2-2-6）		
	2-2-6 実施の責任主体一覧		
	・明文化された規定類		
	2-2-1-01 国立大学法人東京農工大学自己点検・評価実施細則	5条	再掲
	2-1-3-01 国立大学法人東京農工大学施設整備委員会細則	8条の2	再掲
[分析項目2-2-7] 機関別内部質保証体制において、その決定した計画の進捗を確認するとともに、その進捗状況に応じた必要な対処方法について決定する手順が定められていること	2-1-3-02 国立大学法人東京農工大学教育・学生生活委員会細則	10条の2	再掲
	2-1-3-03 国立大学法人東京農工大学入学試験委員会細則	12条の2	再掲
	2-2-1-01 国立大学法人東京農工大学自己点検・評価実施細則	4条	再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。			
該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			
【改善を要する事項】			
該当なし			

基準2-3 【重点評価項目】 内部質保証が有効に機能していること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目2-3-1] 自己点検・評価の結果（設置計画履行状況等調査において付される意見等、監事、会計監査人からの意見、外部者による意見及び当該自己点検・評価をもとに受審した第三者評価の結果を含む）を踏まえて決定された対応措置の実施計画に対して、計画された取組が成果をあげていること、又は計画された取組の進捗が確認されていること、あるいは、取組の計画に着手していることが確認されていること	・ 計画等の進捗状況一覧（別紙様式2-3-1） 2-3-1 計画等の進捗状況一覧		
[分析項目2-3-2] 機関別内部質保証体制のなかで、点検に必要な情報を体系的、継続的に収集、分析する取組を組織的に行っており、その取組が効果的に機能していること（より望ましい取組として分析）	・ 該当する報告書等 2-3-2-01 IR活用例		
[分析項目2-3-3] 機関別内部質保証体制のなかで、学生・卒業生を含む関係者からの意見を体系的、継続的に収集、分析する取組を組織的に行っており、その意見を反映した取組を行っていること（より望ましい取組として分析）	・ 該当する報告書等 2-3-3-01 外部評価に向けたOBアンケート 2-3-3-02 令和元年度東京農工大学外部評価結果報告書 2-3-3-03 令和5回教育・学生生活委員会資料1-12（非公表）	P4	
	・ 領域4、5、6の各基準に関して学生等が主体的に作成し、機関別内部質保証体制として確認した報告書等を添付文書とすることができる。 2-3-3-04 学生目線検討プロジェクトチームの創設（非公表） 2-3-3-05 学生目線検討プロジェクトワーキング報告書（非公表） 2-3-3-06 30-7教育・学生生活委員会議事要旨		
[分析項目2-3-4] 質保証を行うに相応しい第三者による検証、助言を受け、内部質保証に対する社会的信頼が一層向上している状況にあること（より望ましい取組として分析）	・ 該当する第三者による検証等の報告書 2-3-3-02 令和元年度東京農工大学外部評価結果報告書 2-3-3-03 令和5回教育・学生生活委員会資料1-12（非公表）		再掲 再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			

【優れた成果が確認できる取組】 該当なし			
【改善を要する事項】 該当なし			
基準2-4 教育研究上の基本組織の新設や変更等重要な見直しを行うにあたり、大学としての適切性等に関する検証が行われる仕組みを有していること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目2-4-1] 学部又は研究科その他教育研究上の組織の新設・改廃等の重要な見直しを行うにあたり、機関別内部質保証体制で当該見直しに関する検証を行う仕組みを有していること	・明文化された規定類		
	1-3-3-02 国立大学法人東京農工大学教育研究評議会規程	2条	再掲
	2-2-1-01 国立大学法人東京農工大学自己点検・評価実施細則	4条の4	再掲
	・新設や改廃に関する機関別内部質保証体制で審議された際の議事録と当該関係資料		
	2-4-1-01 平成30年度第1回教育研究評議会記録		
	2-4-1-02 (共同獣医学専攻)平成27年度第10回教育研究評議会記録		
	2-4-1-03 (共同サステイナビリティ研究専攻)平成29年度第6回教育研究評議会記録		
	2-4-1-04 (生物システム応用科学府)平成26年度第1回教育研究評議会記録		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。 該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 該当なし			
【改善を要する事項】 該当なし			

基準2-5 組織的に、教員の質及び教育研究活動を支援又は補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目2-5-1] 教員の採用及び昇格等に当たって、教育上、研究上又は実務上の知識、能力及び実績に関する判断の方法等を明確に定め、実際にその方法によって採用、昇格させていること	・教員の採用・昇任の状況（過去5年分）（別紙様式2-5-1）		
	2-5-1 教員の採用・昇任の状況（過去5年分）		
	・明文化された規定類		
	2-5-1-01 国立大学法人東京農工大学職員就業規則	5条、12条	
	2-5-1-02 国立大学法人東京農工大学職員採用・昇任規程	6-10条、12条	
	・学士課程における教育上の指導能力に関する評価の実施状況が確認できる資料		
	2-5-1-03 教育職員選考結果報告書（様式）（非公表）		
[分析項目2-5-2] 教員の教育活動、研究活動及びその他の活動に関する評価を継続的に実施していること	・大学院課程における教育研究上の指導能力（専門職学位課程にあつては教育上の指導能力）に関する評価の実施状況が確認できる資料		
	2-5-1-03 教育職員選考結果報告書（様式）（非公表）		再掲
	・教員業績評価の実施状況（別紙様式2-5-2）		
	2-5-2 教員業績評価の実施状況		
	・明文化された規定類		
	1-3-1-01 国立大学法人東京農工大学組織運営規則	20条の2	再掲
	2-5-2-01 東京農工大学教員評価機構の運営に関する規程	3条	
2-5-2-02 東京農工大学教員活動評価実施要項	1条の2、7条		
2-5-2-03 東京農工大学年俸制適用教員の業績評価実施要項	5条		
・教員の業績評価の内容、実施方法、実施状況が確認できる資料（実施要項、業績評価結果の報告書等）			
2-5-2-04 教員活動評価結果報告H29-R1（非公表）			
2-5-2-05 年俸制業績評価結果H29-R1（非公表）			

[分析項目2-5-3] 評価の結果、把握された事項に対して評価の目的に則した取組を行っていること	・評価結果に基づく取組（別紙様式2-5-3）		
	2-5-3 評価結果に基づく取組		
	・反映される規定がある場合は明文化された規定類		
	2-5-2-02 東京農工大学教員活動評価実施要項	9条	再掲
	2-5-2-03 東京農工大学年俸制適用教員の業績評価実施要項	7条	再掲
	・教員の業績評価の内容、実施方法、実施状況が確認できる資料（業績評価に関連する規定、実施要項、業績評価結果の報告書等）		
	2-5-2-04 教員活動評価結果報告H29-R1（非公表）		再掲
[分析項目2-5-4] 授業の内容及び方法の改善を図るためのファカルティ・ディベロップメント（FD）を組織的に実施していること	2-5-2-05 年俸制業績評価結果H29-R1（非公表）		再掲
	・FDの内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式2-5-4）		
[分析項目2-5-5] 教育活動を展開するために必要な教育支援者や教育補助者が配置され、それらの者が適切に活用されていること	2-5-4 FDの内容・方法及び実施状況		
	・教育支援者、教育補助者一覧（別紙様式2-5-5）		
	2-5-5 教育支援者、教育補助者一覧		
	・教務関係等事務組織図及び事務職員の事務分掌、配置状況が確認できる資料		
	2-5-5-01 教務関係等事務組織図		
	2-5-5-02 事務組織規程（教務関係事務分掌部分のみ抜粋）	23条、31条、32条	
	2-5-5-03 教務関係等職員配置状況		
	・教育活動に関わる技術職員、図書館専門職員等の配置状況が確認できる資料		
	2-5-5-04 技術職員配置状況		
	2-5-5-05 図書館職員配置状況		
[分析項目2-5-6] 教育支援者、教育補助者が教育活動を展開するために必要な職員の担当する業務に応じて、研修の実施など必要な質の維持、向上を図る取組を組織的に実施していること	・演習、実験、実習又は実技を伴う授業を補助する助手等の配置やTA等の配置状況、活用状況が確認できる資料		
	2-5-5-06 2019年度TA・RA実績		
	・教育支援者等に対する研修等内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式2-5-6）		
	2-5-6 教育支援者等に対する研修等内容・方法及び実施状況一覧		
	・TA等の教育補助者に対してのマニュアルや研修等内容、実施状況が確認できる資料		
2-5-6-01 2019年度TAセミナー開催案内			
2-5-6-02 TAセミナー配布資料			

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書きで記述すること。</u>			
【活動取組2-5-A】 ・教員評価機構は、学長を機構長とし、全理事や部局長、学外有識者により構成された組織であり、全教員の活動評価のほか、教員の資格審査及び資格再審査についての承認等を行う本学独自の機関である。 ・教員評価機構では、全学的な観点から教育の質を確保するため、学外有識者の意見も取入れながら、教員の資格審査及び資格再審査に係る全学共通項目を策定・運用している。 ・各部局においても、教員評価機構での審議を踏まえつつ、分野の観点を加えた資格再審査が行われ、教育の質の確保が図られている。 ・平成30年度からは、教員活動評価の項目を一新し第三期中期目標とリンクした全学共通の目標値を策定、導入している。また、教員より業績評価に係る異議申立があった際には、教員評価機構審議会において全学的な視点から再評価を実施しており、異なる視点からの評価を組み合わせることで評価の公平性を保っている。	2-5-2-01 東京農工大学教員評価機構の運営に関する規程	1条、2条、3条、6条	再掲
	2-5-2-02 東京農工大学教員活動評価実施要項	3条、8条の10	再掲
	2-5-2-03 東京農工大学年俸制適用教員の業績評価実施要項	6条の9	再掲
	2-5-A-04 教員の指導資格再審査に係る全学共通基準		
	2-5-A-05 第29-2.30-1回教員評価機構審議会議事要旨		
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 ・教員評価機構は、学長を機構長とし、全理事や部局長、学外有識者により構成された組織であり、全教員の活動評価のほか、教員の資格審査及び資格再審査についての承認等を行う本学独自の機関である。 ・教員評価機構では、全学的な観点から教育の質を確保するため、学外有識者の意見も取入れながら、教員の資格審査及び資格再審査に係る全学共通項目を策定・運用している。 ・各部局においても、教員評価機構での審議を踏まえつつ、分野の観点を加えた資格再審査が行われ、教育の質の確保が図られている。 ・平成30年度からは、教員活動評価の項目を一新し第三期中期目標とリンクした全学共通の目標値を策定、導入している。また、教員より業績評価に係る異議申立があった際には、教員評価機構審議会において全学的な視点から再評価を実施しており、異なる視点からの評価を組み合わせることで評価の公平性を保っている。			
【改善を要する事項】 該当なし			

II 基準ごとの自己評価

領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準

: 「該当なし」

基準3-1 財務運営が大学等の目的に照らして適切であること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目3-1-1】 毎年度、財務諸表等について法令等に基づき必要な手続きを経ていること	・ 直近年度の財務諸表		
	3-1-1-01_令和元事業年度財務諸表		
	・ 上記財務諸表に係る監事、会計監査人の監査報告書		
	3-1-1-02_令和元年度監事監査報告書		
【分析項目3-1-2】 教育研究活動に必要な予算を配分し、経費を執行していること	3-1-1-03_令和元年度独立監査人の監査報告書		
	・ 予算・決算の状況（過去5年間分）がわかる資料（別紙様式3-1-2）		
	3-1-2_予算・決算の状況（過去5年間分）		
	・ 分析の手順に示された理由がある場合に、その理由を記載した書類		
3-1-2-01_乖離理由等			

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

該当なし

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

該当なし

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■ 当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

該当なし

【改善を要する事項】

該当なし

基準3-2 管理運営のための体制が明確に規定され、機能していること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目3-2-1] 大学の管理運営のための組織が、適切な規模と機能を有していること	・管理運営のための組織（法人の役員会、経営協議会、教育研究評議会等が、法人としての業務以外で大学の教育研究活動に係る運営において役割を有する場合は、それらを含む）の設置、構成等が確認できる資料（根拠となる規定を含む。）		
	3-2-1-01 国立大学法人東京農工大学役員会規程	2条～4条	
	3-2-1-02 国立大学法人東京農工大学経営協議会規程	2条～4条	
	1-3-3-02 国立大学法人東京農工大学教育研究評議会規程	2条～4条	再掲
	・大学の学長と大学を設置する法人の長が異なる場合は、責任の内容と所在が確認できる資料		
	・役職者の名簿		
[分析項目3-2-2] 法令遵守に係る取組及び危機管理に係る取組のための体制が整備されていること	1-3-1-07 役職員一覧（大学概要抜粋）		再掲
	・法令遵守事項一覧、危機管理体制等一覧（別紙様式3-2-2）		
	3-2-2 法令遵守事項、危機管理体制等一覧		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。			
該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			
【改善を要する事項】			
該当なし			

基準3-3 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目3-3-1] 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること	・事務組織一覧（部署ごとの人数（分析項目2-5-6教育支援者を含む。））（別紙様式3-3-1）		
	3-3-1 事務組織一覧		
	・根拠となる規定類		
	3-3-1-01 国立大学法人東京農工大学事務組織規程	2条～10条、21～32条	
	・事務組織の組織図		
	3-3-1-02 事務組織図（大学概要抜粋）		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			
【改善を要する事項】			
該当なし			

基準3-4 教員と事務職員等との役割分担が適切であり、これらの者の間の連携体制が確保され、能力を向上させる取組が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目3-4-1] 教員と事務職員等が適切な役割分担のもと、必要な連携体制を確保していること	・教職協働の状況（別紙様式3-4-1） 3-4-1 教職協働の状況		
[分析項目3-4-2] 管理運営に従事する教職員の能力の質の向上に寄与するため、スタッフ・ディベロップメント（SD）を実施していること	・SDの内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式3-4-2） 3-4-2 SDの内容・方法及び実施状況一覧		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。 該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 該当なし			
【改善を要する事項】 該当なし			

基準3-5 財務及び管理運営に関する内部統制及び監査の体制が機能していること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目3-5-1] 監事が適切な役割を果たしていること	・ 監事に関する規定		
	3-5-1-01 国立大学法人東京農工大学監事監査規程	1条～5条	
	3-5-1-02 国立大学法人東京農工大学監事監査実施基準	2条、4条、7条	
	・ 監事による監査の実施状況を確認できる資料（直近年度の監事監査計画書、監事監査報告書、監事による意見書等）		
	3-1-1-02 令和元年度監事監査報告書		再掲
[分析項目3-5-2] 法令の定めに従って、会計監査人による監査が実施されていること	・ 会計監査人の監査の内容・方法が確認できる資料（直近年度の監査計画書等）		
	3-5-2-01 令和元年度独立行政法人の監査計画書（非公表）		
	・ 財務諸表等の監査の実施状況を確認できる資料（直近年度の会計監査人による監査報告書等）		
	3-1-1-03 令和元年度独立監査人の監査報告書		再掲
[分析項目3-5-3] 独立性が担保された主体により内部監査を実施していること	・ 組織図又は関係規定（独立性が担保された主体であることが確認できるもの）		
	3-3-1-02 事務組織図（大学概要抜粋）		再掲
	・ 内部監査に関する規定		
	3-5-3-01 国立大学法人東京農工大学内部監査規程	2条、7条、10条	
	・ 監査の実施状況等が確認できる資料（直近年度の内部監査報告書等）		
[分析項目3-5-4] 監事を含む各種の監査主体と大学の管理運営主体との間で、情報共有を行っていること	3-5-3-02 令和元年度内部監査結果報告書（非公表）		
	・ 監査の連携状況が具体的に確認できる資料（直近年度の協議、意見交換の議事録等）		
	3-5-4-01 学長・会計監査人とのディスカッション（非公表）		
	3-5-4-02 監事・会計監査人とのディスカッション（非公表）		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			

【優れた成果が確認できる取組】 該当なし			
【改善を要する事項】 該当なし			
基準3-6 大学の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目3-6-1】 法令等が公表を求める事項を公表していること	・法令が定める教育研究活動等についての情報の公表状況一覧（別紙様式3-6-1）		
	3-6-1 法令が定める教育研究活動等についての情報の公表状況一覧		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。 該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 該当なし			
【改善を要する事項】 該当なし			

II 基準ごとの自己評価

領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準

: 「該当なし」

基準4-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目4-1-1] 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備を法令に基づき整備していること	・ 認証評価共通基礎データ様式		
	認証評価共通基礎データ様式(令和元年6月改訂)	様式1	再掲
	・ 夜間の授業又は2以上のキャンパスでの教育の実施状況一覧(別紙様式4-1-1)		
	4-1-1 夜間の授業又は2以上のキャンパスでの教育の実施状況一覧		
[分析項目4-1-2] 法令が定める実習施設等が設置されていること	・ 附属施設等一覧(別紙様式4-1-2)		
	4-1-2 附属施設等一覧		
[分析項目4-1-3] 施設・設備における安全性について、配慮していること	・ 施設・設備の耐震化、バリアフリー化等の整備状況及び安全・防犯面への配慮の状況(別紙様式4-1-3)		
	4-1-3 施設・設備の耐震化、バリアフリー化等の整備状況及び安全・防犯面への配慮状況		
	・ 施設・設備の整備(耐震化、バリアフリー化等)状況等が確認できる資料		
	4-1-3-01 建物経年、耐震状況一覧		
	4-1-3-02 バリアフリー化建物別一覧		
	・ 安全・防犯面への配慮がなされていることが確認できる資料		
	4-1-3-03 外灯設置マップ		
4-1-3-04 防犯カメラ設置一覧			
[分析項目4-1-4] 教育研究活動を展開する上で必要なICT環境を整備し、それが有効に活用されていること	・ 学術情報基盤実態調査(コンピュータ及びネットワーク編)		
	4-1-4-01 令和元年度学術情報基盤実態調査(コンピュータ及びネットワーク編)		
[分析項目4-1-5] 大学組織の一部としての図書館において、教育研究上必要な資料を利用可能な状態に整備し、有効に活用されていること	・ 学術情報基盤実態調査(大学図書館編)		
	4-1-5-01 令和元年度学術情報基盤実態調査(大学図書館)抜粋		
[分析項目4-1-6] 自習室、グループ討議室、情報機器室、教室・教育設備等の授業時間外使用等による自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていること	・ 自主的学習環境整備状況一覧(別紙様式4-1-6)		
	4-1-6 自主的学習環境整備状況一覧		

【特記事項】
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 該当なし
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。 該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす
【優れた成果が確認できる取組】 該当なし
【改善を要する事項】 該当なし

基準4-2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目4-2-1] 学生の生活、健康、就職等進路に関する相談・助言体制及び各種ハラスメント等に関する相談・助言体制を整備していること	・相談・助言体制等一覧（別紙様式4-2-1）		
	4-2-1 相談・助言体制等一覧		
	・保健（管理）センター、学生相談室、就職支援室等を設置している場合は、その概要や相談・助言体制（相談員、カウンセラーの配置等）が確認できる資料		
	4-2-1-01 東京農工大学学生便覧2020	P2, 3, 14-16	
	・各種ハラスメント等の相談体制や対策方法が確認できる資料（取扱要項等）		
	4-2-1-01 東京農工大学学生便覧2020	P17-22	再掲
	・生活支援制度の学生への周知方法（刊行物、プリント、掲示等）が確認できる資料		
	4-2-1-01 東京農工大学学生便覧2020	P1-49	再掲
	4-2-1-02 本学サイトによる相談窓口の周知		
	4-2-1-03 学習相談室（ピアサポートシステム）のお知らせ（学生掲示板）		
[分析項目4-2-2] 学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう、必要な支援を行っていること	4-2-1-04 学生生活ガイドブック		
	・生活支援制度の利用実績が確認できる資料		
	4-2-1-05 平成30年度学生生活実態調査報告書（抜粋）	P64-70	
	・課外活動に係る支援状況一覧（別紙様式4-2-2）		
	4-2-2 課外活動に係る支援状況一覧		
[分析項目4-2-3] 留学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること	・留学生への生活支援の実施体制及び実施状況（別紙様式4-2-3）		
	4-2-3 留学生への生活支援の内容及び実施体制		
	4-2-3-01 チューターのためのマニュアル		
	・留学生に対する外国語による情報提供（健康相談、生活相談等）を行っている場合は、その資料		
4-2-3-02 外国人留学生・研究者のためのガイドブック			
[分析項目4-2-4] 障害のある学生その他特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること	・障害のある学生等に対する生活支援の実施体制及び実施状況（別紙様式4-2-4）		
	4-2-4 障害のある学生等に対する生活支援の実施体制及び実施状況		
	4-2-4-01 東京農工大学保健管理センター特別修学支援室要項		
	4-2-4-02 特別修学支援室活動報告（非公表）		

[分析項目4-2-5] 学生に対する経済面での援助を行っていること	・ 経済的支援の整備状況、利用実績一覧（別紙様式4-2-5）		
	4-2-5 経済的支援の整備状況、利用実績一覧		
	・ 奨学金制度の整備状況と当該窓口の周知が確認できる資料		
	4-2-1-01 東京農工大学学生便覧2020	P26-33	再掲
	・ 日本学生支援機構奨学金等の利用実績が確認できる資料		
	4-2-5-01 令元-3回東京農工大学教育・学生生活委員会資料2-8（非公表）		
	・ 大学独自の奨学金制度等を有している場合は、その制度や利用実績が確認できる資料		
	4-2-5-02 東京農工大学遠藤章奨学金規程	1条、2条	
	4-2-5-03 令元-9回教育・学生生活委員会議事要旨		
	4-2-5-04 東京農工大学奨励奨学金規程	1条、2条	
	4-2-5-05 令元-4回教育・学生生活委員会議事要旨		
	4-2-5-06 東京農工大学国際交流奨励奨学金		
	4-2-5-07 令和2年度第2回基金運営委員会議事要旨		
	・ 入学料、授業料免除等を実施している場合は、その基準や実施状況が確認できる資料		
	4-2-5-08 2019-1回東京農工大学教育・学生生活委員会資料1-5（非公表）		
4-2-5-09 令元-1回東京農工大学教育・学生生活委員会資料1-6（非公表）			
・ 学生寄宿舎を設置している場合は、その利用状況（料金体系を含む。）が確認できる資料			
4-2-5-10 東京農工大学教育・学生生活委員会（0424開催）資料2-4（非公表）			
4-2-5-11 国立大学法人東京農工大学諸料金に関する規程	5条		
・ 上記のほか、経済面の援助の利用実績が確認できる資料			
4-2-5-12 東京農工大学教育研究振興財団からの寄附金による奨学金の取扱いに関する申し合せ			
4-2-5-13 令和元年度教育研究援助事業（大学院生）の実施について			
4-2-5-14 令元-10回教育・学生生活委員会議事要旨			

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書きで記述すること。</u>			
<p>【活動取組4-2-A】</p> <p>・ガードナー賞を受賞した遠藤章特別栄誉教授から、東京農工大学修学支援事業基金へ寄附された原資に基づき、博士課程に進学する意欲があるものの経済的な理由で修学が困難な学生を対象に、学部3年次から博士課程修了までの間、毎月10万円の奨学金を支給している。</p>	<p>4-2-5-02 東京農工大学遠藤章奨学金規程</p>	1条、2条、8条	再掲
<p>【活動取組4-2-B】</p> <p>・令和元年度から学習相談室において、大学院生メンターによる学生相談の実施および学習の遅れや学習意欲の減退による大学不適應や留年の予防のためのピアサポートの企画など、状況に応じた生活支援制度の充実に取り組んでいる。</p>	<p>4-2-1-03 学習相談室（ピアサポートシステム）のお知らせ（学生掲示板）</p>		再掲
<p>【活動取組4-2-C】</p> <p>・新型コロナウイルス拡大の影響を受けた学生を支援するため、学長を本部長とするコロナ対策本部を設置し、教育・学生生活委員会等と連携し、授業料免除や徴収猶予、緊急支援給付金の給付、Wi-Fiルーターの貸与、大学負担による教材の郵送等をいち早く実施した。</p>	<p>4-2-C-01 新型コロナウイルスの感染拡大に伴う生活要支援学生への緊急支援奨学金について（非公表）</p>		
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p> <p>■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p> <p>・活動取組4-2-Aについて、ガードナー賞を受賞した遠藤章特別栄誉教授から、東京農工大学修学支援事業基金へ寄附された原資に基づき、博士課程に進学する意欲があるものの経済的な理由で修学が困難な学生を対象に、学部3年次から博士課程修了までの間、毎月10万円の奨学金を支給している。</p> <p>・活動取組4-2-Bについて、令和元年度から学習相談室において、大学院生メンターによる学生相談の実施および学習の遅れや学習意欲の減退による大学不適應や留年の予防のためのピアサポートの企画など、状況に応じた生活支援制度の充実に取り組んでいる。</p> <p>・活動取組4-2-Cについて、新型コロナウイルス拡大の影響を受けた学生を支援するため、学長を本部長とするコロナ対策本部を設置し、教育・学生生活委員会等と連携し、授業料免除や徴収猶予、緊急支援給付金の給付、Wi-Fiルーターの貸与、大学負担による教材の郵送等をいち早く実施した。</p>			
<p>【改善を要する事項】</p> <p>該当なし</p>			

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域5 学生の受入に関する基準

: 「該当なし」

基準5-1 学生受入方針が明確に定められていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目5-1-1] 学生受入方針において、「求める学生像」及び「入学者選抜の基本方針」の双方を明示していること	・学生受入方針が確認できる資料		
	5-1-1-01 東京農工大学アドミッションポリシー(学士課程)		
	5-1-1-02 東京農工大学アドミッションポリシー(大学院課程)		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			
【改善を要する事項】			
該当なし			

基準5-2 学生の受入が適切に実施されていること				
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲	
[分析項目5-2-1] 学生受入方針に沿って、受入方法を採用しており、実施体制により公正に実施していること	・ 入学者選抜の方法一覧（別紙様式5-2-1）			
	5-2-1 入学者選抜の方法一覧			
	・ 面接、実技試験等において評価の公正性を担保する組織的取組の状況を示す資料（面接要領等）			
	5-2-1-01 入学試験における面接等全学実施要領（非公表）			
	5-2-1-02 面接口述試験実施要領（農学部）（非公表）			
	5-2-1-03 面接口述試験実施要領（工学部工学府）（非公表）			
	5-2-1-04 面接口述試験実施要領（農学府）（非公表）			
	5-2-1-05 面接口述試験実施要領（生物システム応用科学府）（非公表）			
	5-2-1-06 面接口述試験実施要領（連合農学研究科）（非公表）			
	・ 入試委員会等の実施組織及び入学者選抜の実施体制が確認できる資料			
	2-1-1-01 国立大学法人東京農工大学全学計画評価委員会規程	8条、8条別表3		再掲
	1-3-1-02 国立大学法人東京農工大学部局組織運営規程	11条		再掲
	2-1-3-03 国立大学法人東京農工大学入学試験委員会細則	2条、3条、8条、9条		再掲
	・ 入学者選抜の試験実施に係る実施要項、実施マニュアル等			
	5-2-1-07 R2個別学力検査実施要項（前期日程）（非公表）			
	5-2-1-08 R2個別学力検査実施要項（後期日程）（非公表）			
	5-2-1-09 R2個別学力検査実施要項 農学部（前後期）（非公表）			
	5-2-1-10 R2帰国子女・社会人特別入試実施要項 農学部（非公表）			
	5-2-1-11 R2個別学力検査実施要項 工学部（前期日程）（非公表）			
	5-2-1-12 R2個別学力検査実施要項 工学部（後期日程）（非公表）			
5-2-1-13 R2帰国子女入試実施要項 工学部（非公表）				
・ 学士課程については、個別学力検査及び大学入試センター試験において課す教科・科目の変更等が入学志願者の準備に大きな影響を及ぼす場合に2年程度前に予告・公表されたもので直近のもの				
5-2-1-14 2021年度東京農工大学入学者選抜について(予告)				

<p>[分析項目5-2-2] 学生受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組を行っており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていること</p>	<p>・学生の受入状況を検証する組織、方法が確認できる資料</p>		
	<p>2-1-3-03 国立大学法人東京農工大学入学試験委員会細則</p>	12条の2	再掲
	<p>2-2-1-01 国立大学法人東京農工大学自己点検・評価実施細則</p>	4条、4条別表1	再掲
	<p>5-2-2-01 東京農工大学グローバル教育院運営規則</p>	3条	
	<p>5-2-2-02 東京農工大学グローバル教育院における部会及びグループの組織並びに運営に関する要項</p>	2条、2条別表1	
	<p>・学生の受入状況を検証し、入学者選抜の改善を反映させたことを示す具体的事例等</p>		
	<p>5-2-2-03 グローバル教育院入試検討部会議事要旨（1220）（非公表）</p>		
	<p>5-2-2-04 令和元-2回入学試験委員会議事要旨（非公表）</p>		
<p>5-2-2-05 令和3年度入試大学入学共通テストの配点について（非公表）</p>			
<p>5-2-2-06 令和3年度入試主体性等の評価について（非公表）</p>			
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>[分析項目5-2-1] ・本学の学部・学府が実施する入学者選抜試験については、国立大学法人東京農工大学入学試験委員会の下に設置された各部局の入試関連委員会において、実施されている。各部局では、1つの委員会において学部入試及び大学院入試を扱っているが、入学者選抜の実施及び学生の受入れの決定のための審議等は明確に区別され、適切に学生受入が行われている。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>			
<p>[活動取組5-2-A] ・本学では、以下の特色ある入試を各学部において、実施している。 ・工学部では、学生受入とその後の教育プログラムが一体化した「SAIL入試(A0入試)」を実施している。SAIL入試では、入学後に提供されるプログラムにおいて扱う専門分野に関連して主体的な活動を行った者を対象に、大学入試センター試験および個別学力検査を免除し、活動成果のレポートや面接などの成績等による総合的な評価を行っている。入学後は、科学者・技術者としての船出(SAIL)に必要な4つの能力、学習力(Study)・分析力(analysis)・企画設計力(Innovative Design)・論理的発信力(Logical Presentation)を養成するため、本学が独自に開発した「SAILプログラム」が提供される。 ・農学部では、多様な能力を有する学生受入のために、ゼミナール入試を実施しており、集中講義と実験教室のレポート評価、面接及びセンター試験の成績を通じて、専門分野への適性意欲、目的意識、コミュニケーション能力、基礎学力等の総合的な評価により入学者を選抜している。</p>	<p>5-2-A-01 東京農工大学SAIL入試案内（平成31年度）</p>		
	<p>5-2-A-02 東京農工大学ゼミナール入試案内（2020年）</p>		
<p>【活動取組5-2-B】 ・本学の学部・学府が実施する入学者選抜試験については、国立大学法人東京農工大学入学試験委員会が、その基本方針及び実施に関する具体的事項を全学的立場から審議決定している。本委員会が審議決定を行うにあたり、グローバル教育院の下に置かれた入試検討部会において、出題管理体制の整備および学習指導要領改正に伴う継続的な入試制度研究の実施などの取組を行い、入学試験委員会の審議にフィードバックすることとしている。 ・グローバル教育院は、平成30年4月に、学長ビジョンに基づく教育戦略を実現するために設置された全学的な教育支援組織であり、入学試験委員会とグローバル教育院が連携して入試方法等の改善を行うことで、入試制度改革に備える体制を整備している。</p>	<p>5-2-2-02 東京農工大学グローバル教育院における部会及びグループの組織並びに運営に関する要項</p>	2条、2条別表1、3条、3条別表2	再掲

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■ 当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

・工学部では、学生受入とその後の教育プログラムが一体化した「SAIL入試(A0入試)」を実施している。SAIL入試では、入学後に提供されるプログラムにおいて扱う専門分野に関連して主体的な活動を行った者を対象に、大学入試センター試験および個別学力検査を免除し、活動成果のレポートや面接などの成績等による総合的な評価を行っている。入学後は、科学者・技術者としての船出(SAIL)に必要な4つの能力、学習力(Study)・分析力(analysis)・企画設計力(Innovative Design)・論理的発信力(Logical Presentation)を養成するため、本学が独自に開発した「SAILプログラム」が提供される。

・農学部では、多様な能力を有する学生受入のために、ゼミナール入試を実施しており、集中講義と実験教室のレポート評価、面接及びセンター試験の成績を通じて、専門分野への適性意欲、目的意識、コミュニケーション能力、基礎学力等の総合的な評価により入学者を選抜している。

・本学の学部・学府が実施する入学選抜試験については、国立大学法人東京農工大学入学試験委員会が、その基本方針及び実施に関する具体的事項を全学的立場から審議決定している。本委員会が審議決定を行うにあたり、グローバル教育院の下に置かれた入試検討部会において、出題管理体制の整備および学習指導要領改正に伴う継続的な入試制度研究の実施などの取組を行い、入学試験委員会の審議にフィードバックすることとしている。

・グローバル教育院は、平成30年4月に、学長ビジョンに基づく教育戦略を実現するために設置された全学的な教育支援組織であり、入学試験委員会とグローバル教育院が連携して入試方法等の改善を行うことで、入試制度改革に備える体制を整備している。

【改善を要する事項】

該当なし

基準5-3 実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること				
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲	
[分析項目5-3-1] 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないこと	・ 認証評価共通基礎データ様式【大学用】様式2		再掲	
	認証評価共通基礎データ様式（令和元年6月改訂）	様式2		
	・ 実入学者数が「入学定員を大幅に超える」、又は「大幅に下回る」状況になっている場合は、その適正化を図る取組が確認できる資料			
	5-3-1-01 平成29年度第8回教育研究評議会記録			
	5-3-1-02 東京農工大学長期履修規程	2条		
	5-3-1-03 東京農工大学長期履修要項	2条		
【特記事項】				
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。				
[分析項目5-3-1] ・ 博士後期課程において、特に入学定員が少ない専攻は年度毎の進学志望者の集中する分野や欠員数にばらつきがあり、定員どおりの合格者を出すことが困難となっている。そのため、各学府において、社会人も含めた多様なニーズに合わせた入試説明会の開催、複数回の入学者選抜を実施しているほか、社会人学生の志願者が多い現状を鑑み、平成30年度から長期履修制度を導入して社会人が学びやすい環境を整備する等、入学定員充足率の適正化に向けた取組を実施している。 ・ 早稲田大学との共同専攻に関しては、平成30年度にその将来構想をとりまとめ、早稲田大学との間で協議を行い、新たな教員を配置するなど研究指導体制の強化を図り、より魅力ある教育課程の整備に努めている。				
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。				
該当なし				
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす				
【優れた成果が確認できる取組】 該当なし				
【改善を要する事項】 該当なし				

領域6 基準の判断 総括表

東京農工大学

組織番号	教育研究上の基本組織	基準6-1	基準6-2	基準6-3	基準6-4	基準6-5	基準6-6	基準6-7	基準6-8	備考
01	農学部	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	
02	工学部	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	
03	工学府	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	工学府産業技術専攻については、令和元年度に、公益財団法人大学基準協会の経営系専門職大学院認証評価において適合と認定されている。
04	農学府	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	
05	生物システム応用科学府	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	
06	連合農学研究科	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※一部教育課程について、第三者評価結果の活用なし

: 「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-1-1] 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・ 公表された学位授与方針 6-1-1-01 (01)農学部ディプロマ・ポリシー		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。 該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 該当なし			
【改善を要する事項】 該当なし			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-2-1] 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・公表された教育課程方針		
	6-2-1-01 (01)農学部カリキュラム・ポリシー		
[分析項目6-2-2] 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・公表された教育課程方針及び学位授与方針		
	6-1-1-01 (01)農学部ディプロマ・ポリシー		再掲
	6-2-1-01 (01)農学部カリキュラム・ポリシー		再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書き</u> で記述すること。			
該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			
【改善を要する事項】			
該当なし			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-3-1] 教育課程の編成が、体系性を有していること	・体系性が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等）		
	6-3-1-01 (01)農学部カリキュラム・マップ、カリキュラム・フローチャート		
	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	6-3-1-02 (01)農学部履修案内2020	P30, 34, 38, 42, 43, 49, 50, 56-58, 68, 72-73, 75-76	
[分析項目6-3-2] 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・分野別第三者評価の結果		
	・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		
	・シラバス		
	6-3-2-01 (01)農学部シラバス		
	・その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料		
	6-3-2-02 (01)令和元年度東京農工大学外部評価結果報告書	P4-6	
	2-3-3-03 令和5回教育・学生生活委員会資料1-12（非公表）		再掲
	6-3-2-03 (01)2019年度公開中シラバスの全数点検について（非公表）		
[分析項目6-3-3] 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・明文化された規定類		
	2-1-2-01 国立大学法人東京農工大学学則	99, 108, 108条の2, 109条	再掲
	6-3-1-02 (01)農学部履修案内2020	P80	再掲
	6-3-3-01 (01)入学前の既修得単位等の認定基準について「教養科目」（非公表）		
	6-3-3-02 (01)農学部入学前既修得単位認定基準一覧（共同獣医学科 平成31年度以降カリキュラム適用者）		
	6-3-3-03 (01)東京農工大学農学部第3年次編入学学生募集要項	P6	
	6-3-3-04 (01)多摩地区国立5大学単位互換に関する協定書		
	6-3-3-05 (01)琉球大学との単位互換に関する協定書		
6-3-3-06 (01)大学間相互単位互換協定に関する申合せ			

<p>[分析項目6-3-4] 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申告書等） ・ 研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料 ・ 国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料 ・ 他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料 ・ 研究倫理に関する指導が確認できる資料 ・ TA・RAとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、TA・RAの採用、活用状況が確認できる資料 		
<p>[分析項目6-3-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ ・ 教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料 		
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>該当なし</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに</u>簡条書きで記述すること。</p>			
<p>該当なし</p>			
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p> <p>■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p> <p>該当なし</p>			
<p>【改善を要する事項】</p> <p>該当なし</p>			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-4-1] 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等)		
	2-1-2-01 国立大学法人東京農工大学学則	14-16条	再掲
	6-4-1-01 (01)令和2年度学年歴		
[分析項目6-4-2] 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等)		
	6-4-1-01 (01)令和2年度学年歴		再掲
	・シラバス 6-3-2-01 (01)農学部シラバス		再掲
[分析項目6-4-3] 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料(電子シラバスのデータ(csv)等)		
	6-3-2-01 (01)農学部シラバス		再掲
[分析項目6-4-4] 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目(別紙様式6-4-4)		
	6-4-4 (01)教育上主要と認める授業科目		
	・シラバス 6-3-2-01 (01)農学部シラバス		再掲
[分析項目6-4-5] 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度(CAP制度)を適切に設けていること	・CAP制に関する規定		
[分析項目6-4-6] 大学院において教育方法の特例(大学院設置基準第14条)の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則		
[分析項目6-4-7] 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-8] 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-9] 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料		
[分析項目6-4-10] 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業(スクーリングを含む。)若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	・授業の実施方法(同時性・非同時性、双方向性・非双方向性)について確認できる資料(シラバス、履修要項、教材等の該当箇所)		
	・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料		

	・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料		
	・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料		
[分析項目6-4-11] 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			
【改善を要する事項】			
該当なし			

基準6-5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-5-1] 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1）		
	6-5-1 (01)履修指導の実施状況		
[分析項目6-5-2] 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
	6-5-2 (01)学習相談の実施状況		
[分析項目6-5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2）		
	6-5-2 (01)学習相談の実施状況		
[分析項目6-5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3）		
	6-5-3 (01)社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組		
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣・単位認定実績等）		
	6-5-3-01 (01)令和元年度インターンシップ参加状況（農学部）		
[分析項目6-5-4] 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	6-5-3-02 (01)農学部共同獣医学科公衆衛生実践実習先一覧（令和元年度）		
	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4）		
	6-5-4 (01)履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況		
	6-3-1-02 (01)農学部履修案内2020	P84	再掲
	4-2-1-01 東京農工大学学生便覧2020	P16	再掲
	6-5-4-01 (01)東京農工大学保健管理センター特別修学支援室要項	4, 6条	
	6-5-4-02 (01)障害を理由とする差別の解消の推進に関する役職員対応要領	4, 5, 8条	
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	6-5-4-03 (01)2019年度版 チューターのためのマニュアル		
	6-5-4-04 (01)平成31年度農学府・農学部外国人留学生チューター人数		
	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所		
	6-5-4-05 (01)農学部シラバス英語版（抜粋）		
	6-5-4-06 (01)平成31年度AIMSプログラム科目【新カリ】		
	6-5-4-07 (01)TUAT AIMS Program Time Table 2019		
・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料			
6-5-4-08 (01)障害のある学生に対する支援(非公表)			
6-5-4-09 (01)東京農工大学特別修学支援体制図			

	6-5-4-01 (01)東京農工大学保健管理センター特別修学支援室要項	4, 6条	再掲
	6-5-4-02 (01)障害を理由とする差別の解消の推進に関する役職員対応要領	4, 5, 8条	再掲
	・ 特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料		
	・ 学習支援の利用実績が確認できる資料		
	6-5-4-08 (01)障害のある学生に対する支援(非公表)		再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			
【改善を要する事項】			
該当なし			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-6-1] 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・ 成績評価基準		
	2-1-2-01 国立大学法人東京農工大学学則	29条	再掲
	6-3-1-02 (01)農学部履修案内2020	P17	再掲
[分析項目6-6-2] 成績評価基準を学生に周知していること	・ 成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所		
	2-1-2-01 国立大学法人東京農工大学学則	29条	再掲
	6-3-1-02 (01)農学部履修案内2020	P17	再掲
[分析項目6-6-3] 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・ 成績評価の分布表		
	6-6-3-01 (01)農学部の成績分布(2019年度)(非公表)		
	・ 成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料		
	6-6-3-02 (01)農学府・農学部教育委員会議事要旨(抄)		
	6-6-3-03 (01)農学研究院・農学府・農学部運営委員会議事概要(01-8)		
	・ GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料		
	6-3-1-02 (01)農学部履修案内2020	P11	再掲
[分析項目6-6-4] 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・ (個人指導等が中心となる科目の場合) 成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料		
	・ 学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料		
	6-3-1-02 (01)農学部履修案内2020	P17	再掲
	6-6-4-01 (01)2019年度前期成績照会及び成績確認申請のお知らせ		
	6-6-4-02 (01)単位の実質化に関する申し合せ		
	6-6-4-03 (01)成績確認制度に関する要項	2,3条	
	・ 申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ		
	6-6-4-04 (01)R1-6回農学府・農学部教育委員会議事要旨(抄)		
・ 成績評価の根拠となる資料(答案、レポート、出席記録等)を保存することを定めている規定類			
6-6-4-05 (01)国立大学法人東京農工大学法人文書管理規程	11条別表第1		

【特記事項】
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 該当なし
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。 該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす
【優れた成果が確認できる取組】 該当なし
【改善を要する事項】 該当なし

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-7-1] 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定		
	2-1-2-01 国立大学法人東京農工大学学則	84, 85, 96, 98, 104, 105, 107条	再掲
	6-7-1-01 (01)東京農工大学農学部教育規則	2条	
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料		
	2-1-2-01 国立大学法人東京農工大学学則	84, 85, 96, 98, 104, 105, 107条	再掲
	1-3-1-02 国立大学法人東京農工大学部局組織運営規程	11条	再掲
[分析項目6-7-2] 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文審査基準」という。）を組織として策定されていること	6-7-1-02 (01)東京農工大学学位規程	3条	
	・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準		
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料		
[分析項目6-7-3] 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること	・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所		
	2-1-2-01 国立大学法人東京農工大学学則	98条	再掲
[分析項目6-7-4] 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること	6-3-1-02 (01)農学部履修案内2020	P8-10, P59-73	再掲
	・教授会等での審議状況等の資料		
	6-7-4-01 (01)農学研究院・農学府・農学部教授会議事要旨（第1199回）		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料		
[分析項目6-7-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・審査及び試験に合格した学生の学位論文		
	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料		

【特記事項】
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 該当なし
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。 該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす
【優れた成果が確認できる取組】 該当なし
【改善を要する事項】 該当なし

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・標準修業年限内の卒業（修了）率（※1）（過去5年分）（別紙様式6-8-1） 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（※2）（過去5年分）（別紙様式6-8-1） 6-8-1 (01)標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）		
	・資格の取得者数が確認できる資料 6-8-1-01 (01)令和元年度農学部・農学府主な資格取得状況		
	・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料 6-8-1-02 (01)平成28年度の学生表彰者一覧表		
	6-8-1-03 (01)平成29年度の学生表彰者一覧表		
	6-8-1-04 (01)平成30年度の学生表彰者一覧表		
	6-8-1-05 (01)令和元年度の学生表彰者一覧表		
	[分析項目6-8-2] 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6-8-2） 主な進学/就職先（起業者も含む） 6-8-2 (01)就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）	
・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL） 6-8-2-01 (01)令和2年度学校基本調査票（農学部）			
・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等） 6-8-2-02 (01)東京農工大学大学案内		P38	
6-8-2-03 (01)メディア報道一覧			
[分析項目6-8-3] 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること		・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 6-8-3-01 (01)2018年度卒業生・修了生アンケート集計結果（非公表）	
	6-8-3-02 (01)大学教育の成果に関する卒業生・修了生アンケート集計結果		
	[分析項目6-8-4] 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 6-8-3-02 (01)大学教育の成果に関する卒業生・修了生アンケート集計結果	
6-8-4-01 (01)外部評価に向けたOBアンケート（非公表）			
[分析項目6-8-5] 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 6-8-4-01 (01)外部評価に向けたOBアンケート（非公表）		再掲
	6-8-5-01 (01)企業人事担当者から見た大学のイメージ調査（非公表）		

【特記事項】
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 該当なし
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書き</u> で記述すること。 該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす
【優れた成果が確認できる取組】 該当なし
【改善を要する事項】 該当なし

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※一部教育課程について、第三者評価結果の活用なし

: 「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-1-1] 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・ 公表された学位授与方針 6-1-1-01 (02)工学部ディプロマ・ポリシー		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。 該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 該当なし			
【改善を要する事項】 該当なし			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-2-1] 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・公表された教育課程方針		
	6-2-1-01 (02)工学部カリキュラム・ポリシー		
[分析項目6-2-2] 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・公表された教育課程方針及び学位授与方針		
	6-1-1-01 (02)工学部ディプロマ・ポリシー		再掲
	6-2-1-01 (02)工学部カリキュラム・ポリシー		再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書き</u> で記述すること。			
該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			
【改善を要する事項】			
該当なし			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-3-1] 教育課程の編成が、体系的を有していること	・体系的が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等）		
	6-3-1-01 (02)工学部カリキュラム・マップ、カリキュラム・フロー		
	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	6-3-1-02 (02)工学部履修案内2020	P8-19、P51-100	
[分析項目6-3-2] 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・分野別第三者評価の結果		
	・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		
	・シラバス		
	6-3-2-01 (02)工学部シラバス		
	・その他自己点検・評価において体系的や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料		
	6-3-2-02 (01)令和元年度東京農工大学外部評価結果報告書	P4-6	再掲
	2-3-3-03 令元5回教育・学生生活委員会資料1-12（非公表）		再掲
6-3-2-03 (01)2019年度公開中シラバスの全数点検について（非公表）		再掲	
[分析項目6-3-3] 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・明文化された規定類		
	2-1-2-01 国立大学法人東京農工大学学則	99, 108, 108条の2, 109条	再掲
	6-3-1-02 (02)工学部履修案内2020	P101-102	再掲
	6-3-3-01 (01)入学前の既修得単位等の認定基準について「教養科目」（非公表）		再掲
	6-3-3-01 (02)工学部第3年次編入学生募集要項	P12	
	6-3-3-02_ (02)2021年度工学部第3年次編入学生単位認定マニュアル		
6-3-3-06 (01)大学間相互単位互換協定に関する申合せ		再掲	

<p>[分析項目6-3-4] 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申告等） ・ 研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料 ・ 国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料 ・ 他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料 ・ 研究倫理に関する指導が確認できる資料 ・ TA・RAとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、TA・RAの採用、活用状況が確認できる資料 		
<p>[分析項目6-3-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ ・ 教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料 		
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 該当なし</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 該当なし</p>			
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】 該当なし</p>			
<p>【改善を要する事項】 該当なし</p>			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-4-1] 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等)		
	2-1-2-01 国立大学法人東京農工大学学則	14-16条	再掲
	6-4-1-01 (01) 令和2年度学年歴		再掲
[分析項目6-4-2] 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等)		
	6-4-1-01 (01) 令和2年度学年歴		再掲
	・シラバス 6-3-2-01 (02) 工学部シラバス		再掲
[分析項目6-4-3] 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料(電子シラバスのデータ(csv)等)		
	6-3-2-01 (02) 工学部シラバス		再掲
[分析項目6-4-4] 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目(別紙様式6-4-4)		
	6-4-4 (02) 教育上主要と認める授業科目		
	・シラバス 6-3-2-01 (02) 工学部シラバス		再掲
[分析項目6-4-5] 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度(CAP制度)を適切に設けていること	・CAP制に関する規定		
[分析項目6-4-6] 大学院において教育方法の特例(大学院設置基準第14条)の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則		
[分析項目6-4-7] 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-8] 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-9] 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料		

<p>[分析項目6-4-10] 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること</p>	<p>・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）</p>		
	<p>・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料</p>		
	<p>・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料</p>		
	<p>・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料</p>		
<p>[分析項目6-4-11] 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること</p>	<p>・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料</p>		
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>該当なし</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに</u>簡条書きで記述すること。</p>			
<p>該当なし</p>			
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p> <p>■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p> <p>該当なし</p>			
<p>【改善を要する事項】</p> <p>該当なし</p>			

基準6-5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-5-1] 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1）		
	6-5-1 (02) 履修指導の実施状況		
[分析項目6-5-2] 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
	6-5-2 (02) 学習相談の実施状況		
[分析項目6-5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2）		
	6-5-2 (02) 学習相談の実施状況		
[分析項目6-5-4] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3）		
	6-5-3 (02) 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組		
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣・単位認定実績等）		
	6-5-3-01 (02) 2019年度インターンシップオリエンテーション		
[分析項目6-5-4] 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	6-5-3-02 (02) 2019年度工学部インターンシップ履修者一覧		
	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4）		
	6-5-4 (02) 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況		
	6-3-1-02 (02) 工学部履修案内2020	P24	再掲
	4-2-1-01 東京農工大学学生便覧2020	P16	再掲
	6-5-4-01 (01) 東京農工大学保健管理センター特別修学支援室要項	4, 6条	再掲
	6-5-4-02 (01) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する役職員対応要領	4, 5, 8条	再掲
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	6-5-4-03 (01) 2019年度版 チューターのためのマニュアル		再掲
	6-5-4-01 (02) 留学生チューター配置実績		
	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所		
	6-5-4-02 (02) 工学部シラバス英語版(抜粋)		
	・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料		
	6-5-4-08 (01) 障害のある学生に対する支援(非公表)		再掲
6-5-4-09 (01) 東京農工大学特別修学支援体制図		再掲	
6-5-4-01 (01) 東京農工大学保健管理センター特別修学支援室要項	4, 6条	再掲	

	6-5-4-02 (01)障害を理由とする差別の解消の推進に関する役職員対応要領	4, 5, 8条	再掲
	・ 特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料		
	・ 学習支援の利用実績が確認できる資料		
	6-5-4-03 (02)学習相談室の体制		
	6-5-4-04 (02)学習相談室の利用実績（非公表）		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			
【改善を要する事項】			
該当なし			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-6-1] 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・ 成績評価基準		
	2-1-2-01 国立大学法人東京農工大学学則	29条	再掲
	6-3-1-02 (02)工学部履修案内2020	P36	再掲
[分析項目6-6-2] 成績評価基準を学生に周知していること	・ 成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所		
	2-1-2-01 国立大学法人東京農工大学学則	29条	再掲
	6-3-1-02 (02)工学部履修案内2020	P34	再掲
[分析項目6-6-3] 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・ 成績評価の分布表		
	6-6-3-01 (02)工学部の成績分布(2019年度)(非公表)		
	・ 成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料		
	6-6-3-02 (02)第2019-7回工学府・工学部教育委員会議事要旨(非公表)		
	6-6-3-03 (02)第2019-14回工学研究院運営委員会議事要旨(非公表)		
	・ GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料		
	6-3-1-02 (02)工学部履修案内2020	P30	再掲
[分析項目6-6-4] 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・ (個人指導等が中心となる科目の場合) 成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料		
	・ 学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料		
	6-3-1-02 (02)工学部履修案内2020	P36	再掲
	6-6-4-01 (02)令和元年度後期成績照会及び成績確認申請のお知らせ		
	6-6-4-02 (02)成績確認制度に関する申し合わせ		
	6-6-4-03 (01)成績確認制度に関する要項	2,3条	再掲
	・ 申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ		
申立て実績なし			
・ 成績評価の根拠となる資料(答案、レポート、出席記録等)を保存することを定めている規定類			
6-6-4-05 (01)国立大学法人東京農工大学法人文書管理規程	11条別表第1	再掲	

【特記事項】				
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。				
該当なし				
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。				
該当なし				
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。				
■ 当該基準を満たす				
【優れた成果が確認できる取組】				
該当なし				
【改善を要する事項】				
該当なし				
基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること				
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲	
[分析項目6-7-1] 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定			
	2-1-2-01 国立大学法人東京農工大学学則	84, 85, 96, 98, 101, 104, 105, 106条	再掲	
	6-7-1-01 (02)東京農工大学工学部教育規則	2条		
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料			
	2-1-2-01 国立大学法人東京農工大学学則	104, 105条	再掲	
	1-3-1-02 国立大学法人東京農工大学部局組織運営規程	11条	再掲	
	6-7-1-02 (01)東京農工大学学位規程	3条	再掲	

<p>[分析項目6-7-2] 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文審査基準」という。）を組織として策定されていること</p>	<ul style="list-style-type: none"> 学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準 		
<p>[分析項目6-7-3] 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること</p>	<ul style="list-style-type: none"> 修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料 		
<p>[分析項目6-7-4] 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること</p>	<ul style="list-style-type: none"> 卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所 		
<p>[分析項目6-7-4] 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること</p>	<ul style="list-style-type: none"> 2-1-2-01 国立大学法人東京農工大学学則 6-3-1-02 (02)工学部履修案内2020 	98条	再掲
<p>[分析項目6-7-4] 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること</p>	<ul style="list-style-type: none"> 6-7-4-01 (02)2019-21回工学研究院運営委員会議事要旨（非公表） 6-7-4-02 (02)工学教育部教授会審議事項について 	P52	再掲
<p>[分析項目6-7-4] 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること</p>	<ul style="list-style-type: none"> 教授会等での審議状況等の資料 		
<p>[分析項目6-7-4] 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること</p>	<ul style="list-style-type: none"> 〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等 		
<p>[分析項目6-7-4] 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること</p>	<ul style="list-style-type: none"> 〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料 		
<p>[分析項目6-7-4] 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること</p>	<ul style="list-style-type: none"> 〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 審査及び試験に合格した学生の学位論文 		
<p>[分析項目6-7-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること</p>	<ul style="list-style-type: none"> 法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料 		
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>該当なし</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>			
<p>該当なし</p>			
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p>			
<p>■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			
<p>該当なし</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			
<p>該当なし</p>			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・標準修業年限内の卒業（修了）率（※1）（過去5年分）（別紙様式6-8-1） 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（※2）（過去5年分）（別紙様式6-8-1） 6-8-1 (02)標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）		
	・資格の取得者数が確認できる資料 6-8-1-01 (02)資格取得者一覧		
	・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料 6-8-1-02 (02)平成28年度学生表彰者一覧表（工学部・工学府）		
	6-8-1-03 (02)平成29年度学生表彰者一覧表（工学部・工学府）		
	6-8-1-04 (02)平成30年度学生表彰者一覧表（工学部・工学府）		
	6-8-1-05 (02)令和元年度学生表彰者一覧表（工学部・工学府）		
	[分析項目6-8-2] 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6-8-2） 主な進学/就職先（起業者も含む） 6-8-2 (02)就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）	
・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL） 6-8-2-01 (02)令和2年度学校基本調査票（工学部）			
・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等） 6-8-2-02 (01)東京農工大学大学案内		P39	再掲
6-8-2-03 (01)メディア報道一覧			再掲
[分析項目6-8-3] 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること		・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 6-8-3-01 (01)2018年度卒業生・修了生アンケート集計結果（非公表）	
	6-8-3-02 (01)大学教育の成果に関する卒業生・修了生アンケート集計結果		再掲
[分析項目6-8-4] 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 6-8-3-02 (01)大学教育の成果に関する卒業生・修了生アンケート集計結果		再掲
	6-8-4-01 (01)外部評価に向けた0Bアンケート（非公表）		再掲
[分析項目6-8-5] 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 6-8-4-01 (01)外部評価に向けた0Bアンケート（非公表）		再掲
	6-8-5-01 (02)企業対象調査結果報告書（非公表）		

【特記事項】
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 該当なし
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。 該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす
【優れた成果が確認できる取組】 該当なし
【改善を要する事項】 該当なし

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※一部教育課程（産業技術専攻）について、第三者評価結果の活用あり：経営系専門職大学院認証評価（公益財団法人大学基準協会）

：「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-1-1] 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・公表された学位授与方針 6-1-1-01 (03)工学府ディプロマ・ポリシー		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。 該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 該当なし			
【改善を要する事項】 該当なし			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-2-1] 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・公表された教育課程方針		
	6-2-1-01 (03)工学府カリキュラム・ポリシー		
[分析項目6-2-2] 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・公表された教育課程方針及び学位授与方針		
	6-1-1-01 (03)工学府ディプロマ・ポリシー		再掲
	6-2-1-01 (03)工学府カリキュラム・ポリシー		再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書き</u> で記述すること。			
該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			
【改善を要する事項】			
該当なし			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-3-1] 教育課程の編成が、体系的を有していること	・体系的が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等）		
	6-3-1-01 (03)工学府カリキュラム・マップ		
	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	6-3-1-02 (03)工学府履修案内2020	P60-90	
[分析項目6-3-2] 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・分野別第三者評価の結果		
	6-3-2-01 (03)東京農工大学大学院工学府産業技術専攻に対する認証評価結果	P1	
	・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		
	・シラバス		
	6-3-2-02 (03)工学府シラバス		
	・その他自己点検・評価において体系的や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料		
	6-3-2-02 (01)令和元年度東京農工大学外部評価結果報告書	P4-6	再掲
	2-3-3-03 令元5回教育・学生生活委員会資料1-12（非公表）		再掲
	6-3-2-03 (01)2019年度公開中シラバスの全数点検について（非公表）		再掲
[分析項目6-3-3] 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・明文化された規定類		
	2-1-2-01 国立大学法人東京農工大学学則	61, 76, 76条の2, 79条	再掲
	6-3-1-02 (03)工学府履修案内2020	P94, 96	再掲
[分析項目6-3-4] 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等）		
	6-3-4-01 (03)東京農工大学大学院工学府教育規則	2, 11, 12条	
	・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料		
	6-3-4-01 (03)東京農工大学大学院工学府教育規則	2, 11, 12条	再掲
	6-3-4-02 (03)研究題目届（様式）		
	・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料		
	6-3-4-03 (03)国際学会研修プログラム募集要項		
	6-3-4-04 (03)工学府・工学部国際学会派遣プログラム		
6-3-4-05 (03)国際学会参加学生の心得（英語版）			
6-3-4-06 (03)国際学会派遣プログラムチェックシート（非公表）			

	・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料		
	6-3-4-07 (03)独立行政法人国立精神・神経医療研究センターとの教育研究協力に関する協定書に係る覚書		
	6-3-4-08 (03)独立行政法人国立精神・神経医療研究センターとの教育研究協力に関する協定書		
	6-3-4-09 (03)三菱化学株式会社横浜総合研究所との教育研究に対する連携・協力に関する協定書		
	6-3-4-10 (03)独立行政法人産業技術総合研究所との教育研究に対する連携・協力に関する協定書・覚書・通知		
	6-3-4-11 (03)財団法人鉄道総合技術研究所との教育研究に対する連携・協力に関する協定書		
	6-3-4-12 (03)株式会社日立製作所中央研究所との教育研究に対する連携・協力に関する協定書・覚書		
	6-3-4-13 (03)国際基督教大学との間における「アカデミック・トレーニング」に関する覚書		
	6-3-4-14 (03)国際基督教大学との単位互換、学生の研究指導の相互委託及び受託に関する覚書		
	6-3-4-15 (03)上智大学大学院地球環境学研究科との間における相互単位互換に関する協定書・実施要		
	・研究倫理に関する指導が確認できる資料		
	6-3-4-16 (03)研究倫理教育（学生向け案内）		
	6-3-4-17 (03)APRIN eラーニングプログラム		
	6-3-4-18 (03)オリエンテーション研究倫理資料（非公表）		
	・TA・RAとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、TA・RAの採用、活用状況が確認できる資料		
	6-3-4-19 (03)国立大学法人東京農工大学ティーチング・アシスタント実施要項	2-8条	
	6-3-4-20 (03)国立大学法人東京農工大学リサーチ・アシスタント実施要項	3-10条	
	6-3-4-21 (03)2019年度工学府TA・RA実績		
	6-3-4-22 (03)TAセミナー開催案内		
	2-5-6-02 TAセミナー配布資料		再掲
[分析項目6-3-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ		
	・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料		

【特記事項】
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 該当なし
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。 該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす
【優れた成果が確認できる取組】 該当なし
【改善を要する事項】 該当なし

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-4-1] 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等)		
	2-1-2-01 国立大学法人東京農工大学学則	14-16条	再掲
	6-4-1-01 (01) 令和2年度学年歴		再掲
[分析項目6-4-2] 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等)		
	6-4-1-01 (01) 令和2年度学年歴		再掲
	・シラバス 6-3-2-02 (03) 工学府シラバス		再掲
[分析項目6-4-3] 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料(電子シラバスのデータ(csv)等)		
	6-3-2-02 (03) 工学府シラバス		再掲
[分析項目6-4-4] 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目(別紙様式6-4-4)		
	6-4-4 (03) 教育上主要と認める授業科目		
	・シラバス 6-3-2-02 (03) 工学府シラバス		再掲
[分析項目6-4-5] 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度(CAP制度)を適切に設けていること	・CAP制に関する規定		
[分析項目6-4-6] 大学院において教育方法の特例(大学院設置基準第14条)の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則		
	2-1-2-01 国立大学法人東京農工大学学則	81条の2	再掲
[分析項目6-4-7] 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-8] 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-9] 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料		
[分析項目6-4-10] 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業(スクーリングを含む。)若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	・授業の実施方法(同時性・非同時性、双方向性・非双方向性)について確認できる資料(シラバス、履修要項、教材等の該当箇所)		
	・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料		

	・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料		
	・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料		
[分析項目6-4-11] 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			
【改善を要する事項】			
該当なし			

基準6-5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-5-1] 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1）		
	6-5-1 (03)履修指導の実施状況		
[分析項目6-5-2] 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
	6-5-2 (03)学習相談の実施状況		
[分析項目6-5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2）		
	6-5-2 (03)学習相談の実施状況		
[分析項目6-5-4] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料		
	6-5-3 (03)社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組		
	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3）		
	6-5-3-01 (03)インターンシップ実施届（大学院）		
[分析項目6-5-4] 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣・単位認定実績等）		
	6-5-3-02 (03)2019年度工学府インターンシップ履修者一覧		
	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4）		
	6-5-4 (03)履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況		
	6-5-4-01 (01)東京農工大学保健管理センター特別修学支援室要項	4, 6条	再掲
	6-5-4-02 (01)障害を理由とする差別の解消の推進に関する役職員対応要領	4, 5, 8条	再掲
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	6-5-4-03 (01)2019年度版 チューターのためのマニュアル		再掲
	6-5-4-01 (02)留学生チューター配置実績		再掲
	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所		
	6-5-4-01 (03)工学府シラバス英語版(抜粋)		
	・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料		
6-5-4-08 (01)障害のある学生に対する支援(非公表)		再掲	
6-5-4-09 (01)東京農工大学特別修学支援体制図		再掲	
6-5-4-01 (01)東京農工大学保健管理センター特別修学支援室要項	4, 6条	再掲	
6-5-4-02 (01)障害を理由とする差別の解消の推進に関する役職員対応要領	4, 5, 8条	再掲	
・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料			

	・学習支援の利用実績が確認できる資料	
	6-5-4-08 (01)障害のある学生に対する支援(非公表)	再掲
【特記事項】		
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p> <p>該当なし</p>		
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに簡条書き</u>で記述すること。</p> <p>該当なし</p>		
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p> <p>■ 当該基準を満たす</p>		
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p> <p>該当なし</p>		
<p>【改善を要する事項】</p> <p>該当なし</p>		

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること				
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲	
[分析項目6-6-1] 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・ 成績評価基準			
	2-1-2-01 国立大学法人東京農工大学学則	29条	再掲	
	6-3-1-02 (03)工学府履修案内2020	P41	再掲	
[分析項目6-6-2] 成績評価基準を学生に周知していること	・ 成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所			
	2-1-2-01 国立大学法人東京農工大学学則	29条	再掲	
	6-3-1-02 (03)工学府履修案内2020	P41	再掲	
[分析項目6-6-3] 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・ 成績評価の分布表			
	6-6-3-01 (03)工学府の成績分布(2019年度)(非公表)			
	・ 成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料			
	6-6-3-02 (02)第2019-7回工学府・工学部教育委員会議事要旨(非公表)		再掲	
	6-6-3-03 (02)第2019-14回工学研究院運営委員会議事要旨(非公表)		再掲	
	・ GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料 ・ (個人指導等が中心となる科目の場合)成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料			
[分析項目6-6-4] 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・ 学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料			
	6-3-1-02 (03)工学府履修案内2020	P41	再掲	
	6-6-4-01 (02)令和元年度後期成績照会及び成績確認申請のお知らせ		再掲	
	6-6-4-02 (02)成績確認制度に関する申し合わせ		再掲	
	6-6-4-03 (01)成績確認制度に関する要項	2, 3条	再掲	
	・ 申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ			
	申立て実績なし			
・ 成績評価の根拠となる資料(答案、レポート、出席記録等)を保存することを定めている規定類				
6-6-4-05 (01)国立大学法人東京農工大学法人文書管理規程	11条別表第1	再掲		
【特記事項】				
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 該当なし				
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 該当なし				

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			
【改善を要する事項】			
該当なし			
基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-7-1] 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件(以下「卒業(修了)要件」という。)を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定		
	2-1-2-01 国立大学法人東京農工大学学則	72~75条	再掲
	6-3-4-01 (03)東京農工大学大学院工学府教育規則	3, 3の2, 4条	再掲
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業(修了)判定の手順が確認できる資料		
	2-1-2-01 国立大学法人東京農工大学学則	72~75条	再掲
	1-3-1-02 国立大学法人東京農工大学部局組織運営規程	11条	再掲
[分析項目6-7-2] 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準(以下「学位論文審査基準」という。)を組織として策定されていること	6-7-1-01 (03)東京農工大学大学院工学府学位審査取扱要項	4~8, 11~17, 23~29条	
	・学位論文(課題研究)の審査に係る手続き及び評価の基準		
	2-1-2-01 国立大学法人東京農工大学学則	72~75条	再掲
	6-7-1-01 (03)東京農工大学大学院工学府学位審査取扱要項	4~8, 11~17, 23~29条	再掲
	6-7-1-02 (01)東京農工大学学位規程	3~10条の2, 12, 14~17条	再掲
	6-3-4-01 (03)東京農工大学大学院工学府教育規則	11~13条	再掲
	6-7-2-01 (03)東京農工大学学位審査機構の運営に関する規程	2, 3, 5条	
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料		
	2-1-2-01 国立大学法人東京農工大学学則	72~75条	再掲
	1-3-1-02 国立大学法人東京農工大学部局組織運営規程	11条	再掲
[分析項目6-7-3] 策定した卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む)を学生に周知していること	6-7-1-01 (03)東京農工大学大学院工学府学位審査取扱要項	4~8, 11~17, 23~29条	再掲
	・卒業(修了)要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所		
6-3-1-02 (03)工学府履修案内2020	P38, 39	再掲	

[分析項目6-7-4] 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料		
	6-7-4-01 (03)2019-21回工学研究院運営委員会議事要旨（非公表）		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等		
	2-1-2-01 国立大学法人東京農工大学学則	72～75条	再掲
	6-7-1-01 (03)東京農工大学大学院工学府学位審査取扱要項	4～8, 11～17, 23～29条	再掲
	6-7-1-02 (01)東京農工大学学位規程	3～10条の2, 12, 14～17条	再掲
	6-3-4-01 (03)東京農工大学大学院工学府教育規則	11～13条	再掲
	6-7-2-01 (03)東京農工大学学位審査機構の運営に関する規程	2, 3, 5条	再掲
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料		
	6-7-1-01 (03)東京農工大学大学院工学府学位審査取扱要項	4～8, 11～17, 23～29条	再掲
〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・審査及び試験に合格した学生の学位論文			
6-7-4-02 (03)令和元年度3月博士前期課程修了認定資料（非公表）			
6-7-4-03 (03)令和2年3月大学院工学府博士後期課程修了認定資料（非公表）			
[分析項目6-7-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 該当なし			
【改善を要する事項】 該当なし			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・標準修業年限内の卒業（修了）率（※1）（過去5年分）（別紙様式6-8-1） 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（※2）（過去5年分）（別紙様式6-8-1） 6-8-1 (03)標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）		
	・資格の取得者数が確認できる資料 6-8-1-01 (02)資格取得者一覧		再掲
	・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料 6-8-1-02 (02)平成28年度学生表彰者一覧表（工学部・工学府）		再掲
	6-8-1-03 (02)平成29年度学生表彰者一覧表（工学部・工学府）		再掲
	6-8-1-04 (02)平成30年度学生表彰者一覧表（工学部・工学府）		再掲
	6-8-1-05 (02)令和元年度学生表彰者一覧表（工学部・工学府）		再掲
	[分析項目6-8-2] 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6-8-2） 主な進学/就職先（起業者も含む） 6-8-2 (03)就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）	
・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL） 6-8-2-01 (03)令和2年度学校基本調査票（工学府）			
・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等） 6-8-2-02 (03)TUATExpress2018-2019		P3	
6-8-2-03 (01)メディア報道一覧			再掲
[分析項目6-8-3] 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること		・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 6-8-3-01 (01)2018年度卒業生・修了生アンケート集計結果（非公表）	
	[分析項目6-8-4] 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 6-8-4-01 (01)外部評価に向けたOBアンケート（非公表）	
[分析項目6-8-5] 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること		・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 6-8-4-01 (01)外部評価に向けたOBアンケート（非公表）	
	6-8-5-01 (03)学生の確保の見通し等を記載した書類（工学府）		

【特記事項】
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 該当なし
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。 該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす
【優れた成果が確認できる取組】 該当なし
【改善を要する事項】 該当なし

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※一部教育課程について、第三者評価結果の活用なし

: 「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-1-1] 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・ 公表された学位授与方針 6-1-1-01 (04)農学府ディプロマ・ポリシー		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。 該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 該当なし			
【改善を要する事項】 該当なし			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-2-1] 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・公表された教育課程方針		
	6-2-1-01 (04)農学府カリキュラム・ポリシー		
[分析項目6-2-2] 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・公表された教育課程方針及び学位授与方針		
	6-1-1-01 (04)農学府ディプロマ・ポリシー		再掲
	6-2-1-01 (04)農学府カリキュラム・ポリシー		再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書き</u> で記述すること。			
該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			
【改善を要する事項】			
該当なし			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-3-1] 教育課程の編成が、体系的を有していること	・体系的が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等）		
	6-3-1-01 (04)農学府カリキュラム・マップ		
	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	6-3-1-02 (04)農学府履修案内2020	P24-26, 38-39	
[分析項目6-3-2] 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・分野別第三者評価の結果		
	・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		
	・シラバス		
	6-3-2-01 (04)農学府シラバス		
	・その他自己点検・評価において体系的や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料		
	6-3-2-02 (01)令和元年度東京農工大学外部評価結果報告書	P4-6	再掲
	2-3-3-03 令元5回教育・学生生活委員会資料1-12（非公表）		再掲
	6-3-2-03 (01)2019年度公開中シラバスの全数点検について（非公表）		再掲
[分析項目6-3-3] 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・明文化された規定類		
	2-1-2-01 国立大学法人東京農工大学学則	61, 76, 76条の2, 79条	再掲
	6-3-3-01 (04)ボゴール農科大学とのダブルディグリー協定書		
	6-3-3-02 (04)ガジャマダ大学とのダブルディグリー協定書		
	6-3-3-03 (04)ミラノ大学とのダブルディグリー協定書		
[分析項目6-3-4] 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等）		
	6-3-4-01 (04)東京農工大学農学府教育規則	2, 7条の2	
	・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料		
	6-3-4-01 (04)東京農工大学農学府教育規則	2, 7条の2	再掲
	6-3-4-02 (04)研究題目届（様式）		
	・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料		
	6-3-4-03 (04)国際学会研修プログラム募集要項		再掲

	・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料		
	6-3-4-04 (04) 地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターとの教育研究協力に関する協定書		
	6-3-4-05 (04) 地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターとの間における教育研究協力に関する覚書		
	6-3-4-06 (04) 国立医薬品食品衛生研究所における教育研究への協力に関する協定書		
	6-3-4-07 (04) 国立感染症研究所における教育研究への協力に関する協定書		
	・研究倫理に関する指導が確認できる資料		
	6-3-4-16 (03) 研究倫理教育（学生向け案内）		再掲
	6-3-4-17 (03) APRIN eラーニングプログラム		再掲
	6-3-4-08 (04) 2019年度農学府新入生オリエンテーション次第		
	6-3-4-18 (03) オリエンテーション研究倫理資料（非公表）		再掲
	・TA・RAとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、TA・RAの採用、活用状況が確認できる資料		
	6-3-4-19 (03) 国立大学法人東京農工大学ティーチング・アシスタント実施要項	2-8条	再掲
	6-3-4-20 (03) 国立大学法人東京農工大学リサーチ・アシスタント実施要項	3-10条	再掲
	6-3-4-09 (04) 教育・学生生活委員会議事要旨（抄）		
	6-3-4-10 (04) 2019年度農学府TA・RA実績		
	6-3-4-11 (04) TAセミナー開催案内		
	2-5-6-02 TAセミナー配布資料		再掲
[分析項目6-3-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ		
	・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料		

【特記事項】
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 該当なし
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。 該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす
【優れた成果が確認できる取組】 該当なし
【改善を要する事項】 該当なし

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-4-1] 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等)		
	2-1-2-01 国立大学法人東京農工大学学則	14-16条	再掲
	6-4-1-01 (01)令和2年度学年歴		再掲
[分析項目6-4-2] 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等)		
	6-4-1-01 (01)令和2年度学年歴		再掲
	・シラバス 6-3-2-01 (04)農学府シラバス		再掲
[分析項目6-4-3] 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料(電子シラバスのデータ(csv)等)		
	6-3-2-01 (04)農学府シラバス		再掲
[分析項目6-4-4] 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目(別紙様式6-4-4)		
	6-4-4 (04)教育上主要と認める授業科目		
	・シラバス 6-3-2-01 (04)農学府シラバス		再掲
[分析項目6-4-5] 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度(CAP制度)を適切に設けていること	・CAP制に関する規定		
[分析項目6-4-6] 大学院において教育方法の特例(大学院設置基準第14条)の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則		
	2-1-2-01 国立大学法人東京農工大学学則	81条の2	再掲
[分析項目6-4-7] 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-8] 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-9] 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料		
[分析項目6-4-10] 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業(スクーリングを含む。)若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	・授業の実施方法(同時性・非同時性、双方向性・非双方向性)について確認できる資料(シラバス、履修要項、教材等の該当箇所)		
	・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料		

	・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料		
	・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料		
[分析項目6-4-11] 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			
【改善を要する事項】			
該当なし			

基準6-5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-5-1] 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1）		
	6-5-1 (04)履修指導の実施状況		
[分析項目6-5-2] 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
	6-5-2 (04)学習相談の実施状況		
[分析項目6-5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2）		
	6-5-2 (04)学習相談の実施状況		
[分析項目6-5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3）		
	6-5-3 (04)社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組		
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣・単位認定実績等）		
	6-5-3-01 (04)令和元年度インターンシップ参加状況（農学府）		
	6-5-3-02 (04)共同獣医学専攻学外演習シラバス		
[分析項目6-5-4] 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	6-5-3-03 (04)国際研究プレゼンテーション演習シラバス		
	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4）		
	6-5-4 (04)履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況		
	6-5-4-01 (01)東京農工大学保健管理センター特別修学支援室要項	4条、6条	再掲
	6-5-4-02 (01)障害を理由とする差別の解消の推進に関する役職員対応要領	4条、5条、8条	再掲
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	6-5-4-03 (01)2019年度版 チューターのためのマニュアル		再掲
	6-5-4-04 (01)平成31年度農学府・農学部外国人留学生チューター人数		再掲
	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所		
	6-5-4-01 (04)農学府シラバス英語版（抜粋）		再掲
	・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料		
	6-5-4-08 (01)障害のある学生に対する支援(非公表)		再掲
	6-5-4-09 (01)東京農工大学特別修学支援体制図		再掲
6-5-4-01 (01)東京農工大学保健管理センター特別修学支援室要項	4条、6条	再掲	
6-5-4-02 (01)障害を理由とする差別の解消の推進に関する役職員対応要領	4条、5条、8条	再掲	
・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料			

	・学習支援の利用実績が確認できる資料	
	6-5-4-08 (01)障害のある学生に対する支援(非公表)	再掲
【特記事項】		
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p> <p>該当なし</p>		
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに</u>簡条書きで記述すること。</p> <p>該当なし</p>		
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p> <p>■ 当該基準を満たす</p>		
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p> <p>該当なし</p>		
<p>【改善を要する事項】</p> <p>該当なし</p>		

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-6-1] 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・ 成績評価基準		
	2-1-2-01 国立大学法人東京農工大学学則	29条	再掲
[分析項目6-6-2] 成績評価基準を学生に周知していること	6-3-1-02 (04)農学府履修案内2020	P11	再掲
	・ 成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所		
[分析項目6-6-3] 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	2-1-2-01 国立大学法人東京農工大学学則	29条	再掲
	6-3-1-02 (04)農学府履修案内2020	P11	再掲
[分析項目6-6-4] 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・ 成績評価の分布表		
	6-6-3-01 (04)農学府の成績分布(2019年度)(非公表)		
	・ 成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料		
	6-6-3-02 (01)農学府・農学部教育委員会議事要旨(抄)		再掲
	6-6-3-03 (01)農学研究院・農学府・農学部運営委員会議事概要(01-8)		再掲
	・ GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料		
[分析項目6-6-4] 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・ (個人指導等が中心となる科目の場合) 成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料		
	・ 学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料		
	6-3-1-02 (04)農学府履修案内2020	P11	再掲
	6-6-4-01 (01)2019年度前期成績照会及び成績確認申請のお知らせ		再掲
	6-6-4-02 (01)単位の実質化に関する申し合せ		再掲
	6-6-4-03 (01)成績確認制度に関する要項	2, 3条	再掲
	・ 申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ		
	6-6-4-01 (01)2019年度前期成績照会及び成績確認申請のお知らせ		再掲
	6-6-4-04 (01)R1-6回農学府・農学部教育委員会議事要旨(抄)		再掲
	・ 成績評価の根拠となる資料(答案、レポート、出席記録等)を保存することを定めている規定類		
6-6-4-05 (01)国立大学法人東京農工大学法人文書管理規程	11条別表第1	再掲	

【特記事項】
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 該当なし
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。 該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす
【優れた成果が確認できる取組】 該当なし
【改善を要する事項】 該当なし

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-7-1] 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件(以下「卒業(修了)要件」という。)を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定		
	2-1-2-01 国立大学法人東京農工大学学則	72~75条	再掲
	6-3-4-01 (04)東京農工大学農学府教育規則	3条, 3条の2	再掲
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業(修了)判定の手順が確認できる資料		
	2-1-2-01 国立大学法人東京農工大学学則	72~75条	再掲
	1-3-1-02 国立大学法人東京農工大学部局組織運営規程	11条	再掲
[分析項目6-7-2] 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準(以下「学位論文審査基準」という。)を組織として策定されていること	6-7-1-01 (04)東京農工大学大学院農学府修士課程学位審査取扱要項	2~6条	
	・学位論文(課題研究)の審査に係る手続き及び評価の基準		
	2-1-2-01 国立大学法人東京農工大学学則	72~75条	再掲
	6-7-1-01 (04)東京農工大学大学院農学府修士課程学位審査取扱要項	2~6条	再掲
	6-7-1-02 (01)東京農工大学学位規程	3, 4, 9, 10の3, 12, 14~17条	再掲
	6-3-4-01 (04)東京農工大学農学府教育規則	7条の2, 8, 9条	再掲
	6-7-2-01 (03)東京農工大学学位審査機構の運営に関する規程	2, 3, 5条	再掲
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料		
	2-1-2-01 国立大学法人東京農工大学学則	72~75条	再掲
	1-3-1-02 国立大学法人東京農工大学部局組織運営規程	11条	再掲
[分析項目6-7-3] 策定した卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む)を学生に周知していること	6-7-1-01 (04)東京農工大学大学院農学府修士課程学位審査取扱要項	2~6条	再掲
	・卒業(修了)要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所		
	2-1-2-01 国立大学法人東京農工大学学則	73, 74条	再掲
[分析項目6-7-4] 卒業又は修了の認定を、卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む)に則して組織的に実施していること	6-3-1-02 (04)農学府履修案内2020	P18-20	再掲
	・教授会等での審議状況等の資料		
	6-7-4-01 (01)農学研究院・農学府・農学部教授会議事要旨(第1199回)		再掲

	<専門職学位課程を除く大学院課程の分析> ・学位論文(特定課題研究の成果を含む。)に係る評価基準、審査手続き等		
	2-1-2-01 国立大学法人東京農工大学学則	72～75条	再掲
	6-7-1-01 (04)東京農工大学大学院農学府修士課程学位審査取扱要項	2～6条	再掲
	6-7-1-02 (01)東京農工大学学位規程	3, 4, 9, 10の3, 12, 14～17条	再掲
	6-3-4-01 (04)東京農工大学農学府教育規則	7条の2、8, 9条	再掲
	6-7-2-01 (03)東京農工大学学位審査機構の運営に関する規程	2, 3, 5条	再掲
	<専門職学位課程を除く大学院課程の分析> ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料		
	6-7-1-01 (04)東京農工大学大学院農学府修士課程学位審査取扱要項	2～6条	再掲
	<専門職学位課程を除く大学院課程の分析> ・審査及び試験に合格した学生の学位論文		
	6-7-4-01 (04)令和元年度3月大学院農学府修士課程修了認定資料(非公表)		
[分析項目6-7-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			
【改善を要する事項】			
該当なし			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・標準修業年限内の卒業（修了）率（※1）（過去5年分）（別紙様式6-8-1） 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（※2）（過去5年分）（別紙様式6-8-1） 6-8-1 (04)標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）		
	・資格の取得者数が確認できる資料 6-8-1-01 (01)令和元年度農学部・農学府主な資格取得状況		再掲
	・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料 6-8-1-02 (01)平成28年度の学生表彰者一覧表		再掲
	6-8-1-03 (01)平成29年度の学生表彰者一覧表		再掲
	6-8-1-04 (01)平成30年度の学生表彰者一覧表		再掲
	6-8-1-05 (01)令和元年度の学生表彰者一覧表		再掲
	[分析項目6-8-2] 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6-8-2） 主な進学/就職先（起業者も含む） 6-8-2 (04)就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）	
・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL） 6-8-2-01 (04)令和2年度学校基本調査票（農学府）			
・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等） 6-8-2-02 (01)東京農工大学大学案内		P38	再掲
6-8-2-03 (01)メディア報道一覧			再掲
[分析項目6-8-3] 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること		・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 6-8-3-01 (01)2018年度卒業生・修了生アンケート集計結果（非公表）	
	[分析項目6-8-4] 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 6-8-4-01 (01)外部評価に向けたOBアンケート（非公表）	
[分析項目6-8-5] 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること		・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 6-8-4-01 (01)外部評価に向けたOBアンケート（非公表）	
	6-8-5-01 (04)農学府共同獣医学専攻設置のための「学生の確保等の見通しを記載した書類」		
	6-8-5-02 (04)農学府農学専攻改組のための「学生の確保等の見通しを記載した書類」		

【特記事項】
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 該当なし
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。 該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす
【優れた成果が確認できる取組】 該当なし
【改善を要する事項】 該当なし

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※一部教育課程について、第三者評価結果の活用なし

: 「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-1-1] 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・ 公表された学位授与方針 6-1-1-01 (05)生物システム応用科学府ディプロマ・ポリシー		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。 該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 該当なし			
【改善を要する事項】 該当なし			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-2-1] 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・公表された教育課程方針		
	6-2-1-01 (05)生物システム応用科学府カリキュラム・ポリシー		
[分析項目6-2-2] 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・公表された教育課程方針及び学位授与方針		
	6-1-1-01 (05)生物システム応用科学府ディプロマ・ポリシー		再掲
	6-2-1-01 (05)生物システム応用科学府カリキュラム・ポリシー		再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書き</u> で記述すること。			
該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			
【改善を要する事項】			
該当なし			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-3-1] 教育課程の編成が、体系性を有していること	・体系性が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等）		
	6-3-1-01 (05)生物システム応用科学府について		
	6-3-1-02 (05)生物システム応用科学府のコースツリー（履修案内抜粋）		
	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	6-3-1-03 (05)生物システム応用科学府の教育課程表（履修案内抜粋）		
[分析項目6-3-2] 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・分野別第三者評価の結果		
	・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		
	・シラバス		
	6-3-2-01 (05)生物システム応用科学府シラバス		
	・その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料		
	6-3-2-02 (01)令和元年度東京農工大学外部評価結果報告書	P4-6	再掲
	2-3-3-03 令元5回教育・学生生活委員会資料1-12（非公表）		再掲
	6-3-2-03 (01)2019年度公開中シラバスの全数点検について（非公表）		再掲
[分析項目6-3-3] 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・明文化された規定類		
	2-1-2-01 国立大学法人東京農工大学学則	61, 76, 76条の2, 79条	再掲
	6-3-3-01 (05)東京農工大学大学院生物システム応用科学府教育規則	6条	
	6-3-3-02 (05)上智大学大学院地球環境学研究科との間における相互単位互換に関する実施要項		
	6-3-3-03 (05)国際基督教大学との間における連携・協力の推進に関する基本協定書		
[分析項目6-3-4] 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等）		
	6-3-3-01 (05)東京農工大学大学院生物システム応用科学府教育規則	2, 9, 10条	再掲
	・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料		
	6-3-3-01 (05)東京農工大学大学院生物システム応用科学府教育規則	2, 9, 10条, 別紙様式1	再掲
	・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料		
	6-3-4-03 (03)国際学会研修プログラム募集要項		再掲

	・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料		
	6-3-4-01 (05)上智大学大学院地球環境学研究科との間における相互単位互換及び特別研究学生交流に関する協定書		
	6-3-3-03 (05)国際基督教大学との間における連携・協力の推進に関する基本協定書		再掲
	・研究倫理に関する指導が確認できる資料		
	6-3-4-16 (03)研究倫理教育 (学生向け案内)		再掲
	6-3-4-17 (03)APRIN eラーニングプログラム		再掲
	6-3-4-18 (03)オリエンテーション研究倫理資料 (非公表)		再掲
	・TA・RAとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、TA・RAの採用、活用状況が確認できる資料		
	6-3-4-19 (03)国立大学法人東京農工大学ティーチング・アシスタント実施要項	2-8条	再掲
	6-3-4-20 (03)国立大学法人東京農工大学リサーチ・アシスタント実施要項	3-10条	再掲
	6-3-4-02 (05)2019年度生物システム応用科学府TA・RA実績		
	6-3-4-03 (05)TAセミナー開催案内		再掲
	2-5-6-02 TAセミナー配布資料		再掲
【分析項目6-3-5】 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ		
	・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			
【改善を要する事項】			
該当なし			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-4-1] 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等)		
	2-1-2-01 国立大学法人東京農工大学学則	14-16条	再掲
	6-4-1-01 (01) 令和2年度学年歴		再掲
[分析項目6-4-2] 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等)		
	6-4-1-01 (01) 令和2年度学年歴		再掲
	・シラバス 6-3-2-01 (05) 生物システム応用科学府シラバス		再掲
[分析項目6-4-3] 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料(電子シラバスのデータ(csv)等)		
	6-3-2-01 (05) 生物システム応用科学府シラバス		再掲
[分析項目6-4-4] 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目(別紙様式6-4-4)		
	6-4-4 (05) 教育上主要と認める授業科目		
	・シラバス 6-3-2-01 (05) 生物システム応用科学府シラバス		再掲
[分析項目6-4-5] 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度(CAP制度)を適切に設けていること	・CAP制に関する規定		
[分析項目6-4-6] 大学院において教育方法の特例(大学院設置基準第14条)の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則		
	2-1-2-01 国立大学法人東京農工大学学則	81条の2	再掲
[分析項目6-4-7] 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-8] 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-9] 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料		

[分析項目6-4-10] 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）		
	・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料		
	・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料		
	・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料		
[分析項目6-4-11] 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。 該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 該当なし			
【改善を要する事項】 該当なし			

基準6-5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-5-1] 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1）		
	6-5-1 (05)履修指導の実施状況		
[分析項目6-5-2] 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
	6-5-2 (05)学習相談の実施状況		
[分析項目6-5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2）		
	6-5-2 (05)学習相談の実施状況		
[分析項目6-5-4] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料		
	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3）		
	6-5-3 (05)社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組		
[分析項目6-5-4] 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣・単位認定実績等）		
	6-5-3-01 (05)生物システム応用科学府インターンシップ参加者一覧		
	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4）		
	6-5-4 (05)履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況		
	6-5-4-01 (01)東京農工大学保健管理センター特別修学支援室要項	4, 6条	再掲
	6-5-4-02 (01)障害を理由とする差別の解消の推進に関する役職員対応要領	4, 5, 8条	再掲
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	6-5-4-03 (01)2019年度版 チューターのためのマニュアル		再掲
	6-5-4-01 (05)2019年度生物システム応用科学府留学生チューター一覧		
	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所		
	6-5-4-02 (05)生物システム応用科学府シラバス英語版（抜粋）		
	・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料		
6-5-4-08 (01)障害のある学生に対する支援(非公表)		再掲	
6-5-4-09 (01)東京農工大学特別修学支援体制図		再掲	
6-5-4-01 (01)東京農工大学保健管理センター特別修学支援室要項	4, 6条	再掲	
6-5-4-02 (01)障害を理由とする差別の解消の推進に関する役職員対応要領	4, 5, 8条	再掲	

・ 特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料		
・ 学習支援の利用実績が確認できる資料		
6-5-4-08 (01)障害のある学生に対する支援(非公表)		再掲

<p>【特記事項】</p> <p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p> <p>該当なし</p> <p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u></p> <p>該当なし</p> <p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p> <p>■ 当該基準を満たす</p> <p>【優れた成果が確認できる取組】</p> <p>該当なし</p> <p>【改善を要する事項】</p> <p>該当なし</p>

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-6-1] 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・ 成績評価基準		
	2-1-2-01 国立大学法人東京農工大学学則	29条	再掲
[分析項目6-6-2] 成績評価基準を学生に周知していること	・ 成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所		
	2-1-2-01 国立大学法人東京農工大学学則	29条	再掲
[分析項目6-6-3] 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・ 成績評価の分布表		
	6-6-3-01 (05)生物システム応用科学府の成績分布 (非公表)		
	・ 成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料		
	6-6-3-02 (05)第2019-5回生物システム応用科学府運営委員会議事要旨 (非公表)		
	・ GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料 ・ (個人指導等が中心となる科目の場合) 成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料		
[分析項目6-6-4] 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・ 学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料		
	6-6-4-01 (05)令和元年度後期成績照会及び成績確認申請のお知らせ		
	6-6-4-02 (05)成績確認制度について (履修案内抜粋)		
	6-6-4-03 (01)成績確認制度に関する要項	2, 3条	再掲
	・ 申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ		
	6-6-4-03 (05)成績確認回答通知書 (非公表)		
	・ 成績評価の根拠となる資料 (答案、レポート、出席記録等) を保存することを定めている規定類		
6-6-4-05 (01)国立大学法人東京農工大学法人文書管理規程	11条別表第1	再掲	

【特記事項】
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 該当なし
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。 該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす
【優れた成果が確認できる取組】 該当なし
【改善を要する事項】 該当なし

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-7-1] 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定		
	2-1-2-01 国立大学法人東京農工大学学則	72～75条	再掲
	6-3-3-01 (05)東京農工大学大学院生物システム応用科学府教育規則	3, 4, 11条	再掲
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料		
	2-1-2-01 国立大学法人東京農工大学学則	72～75条	再掲
	1-3-1-02 国立大学法人東京農工大学部局組織運営規程	11条	再掲
	6-7-1-01 (05)生物システム応用科学府令和2年3月修了予定者学位論文審査関係日程		
	6-7-1-02 (05)東京農工大学大学院生物システム応用科学府・生物機能システム科学専攻学位審査取扱要項	4～8条, 11～18条, 23～29条	
	6-7-1-03 (05)東京農工大学生物システム応用科学府・早稲田大学理工学術院先進理工学研究科共同先進健康科学専攻学位審査取扱要項	5～8条, 10～12条, 16～23条	
	6-7-1-04 (05)東京農工大学大学院生物システム応用科学府・食料エネルギーシステム科学専攻学位審査取扱要項	6～13条, 16～19条, 21～23条	
[分析項目6-7-2] 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文審査基準」という。）を組織として策定されていること	・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準		
	2-1-2-01 国立大学法人東京農工大学学則	72～75条	再掲
	6-7-1-02 (01)東京農工大学学位規程	3～10条, 12～17条	再掲
	6-3-3-01 (05)東京農工大学大学院生物システム応用科学府教育規則	9～12条	再掲
	6-7-2-01 (03)東京農工大学学位審査機構の運営に関する規程	2, 3, 5条	再掲
	6-7-1-02 (05)東京農工大学大学院生物システム応用科学府・生物機能システム科学専攻学位審査取扱要項	4～8条, 11～18条, 23～29条	再掲
	6-7-1-03 (05)東京農工大学生物システム応用科学府・早稲田大学理工学術院先進理工学研究科共同先進健康科学専攻学位審査取扱要項	5～8条, 10～12条, 16～23条	再掲
	6-7-1-04 (05)東京農工大学大学院生物システム応用科学府・食料エネルギーシステム科学専攻学位審査取扱要項	6～13条, 16～19条, 21～23条	再掲
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料		
	2-1-2-01 国立大学法人東京農工大学学則	72～75条	再掲
	1-3-1-02 国立大学法人東京農工大学部局組織運営規程	11条	再掲
	6-7-1-01 (05)生物システム応用科学府令和2年3月修了予定者学位論文審査関係日程		再掲
	6-7-1-02 (05)東京農工大学大学院生物システム応用科学府・生物機能システム科学専攻学位審査取扱要項	4～8条, 11～18条, 23～29条	再掲
	6-7-1-03 (05)東京農工大学生物システム応用科学府・早稲田大学理工学術院先進理工学研究科共同先進健康科学専攻学位審査取扱要項	5～8条, 10～12条, 16～23条	再掲
	6-7-1-04 (05)東京農工大学大学院生物システム応用科学府・食料エネルギーシステム科学専攻学位審査取扱要項	6～13条, 16～19条, 21～23条	再掲

<p>[分析項目6-7-3] 策定した卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む)を学生に周知していること</p>	<p>・卒業(修了)要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所</p> <p>6-7-3-01 (05)生物システム応用科学府修了要件(履修案内抜粋)</p>		
<p>[分析項目6-7-4] 卒業又は修了の認定を、卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む)に則して組織的に実施していること</p>	<p>・教授会等での審議状況等の資料</p> <p>6-7-4-01 (05)第2019-4回大学院生物システム応用科学府教授会議事要旨(非公表)</p> <p>〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文(特定課題研究の成果を含む。)に係る評価基準、審査手続き等</p> <p>2-1-2-01 国立大学法人東京農工大学学則</p> <p>6-7-1-02 (01)東京農工大学学位規程</p> <p>6-3-3-01 (05)東京農工大学大学院生物システム応用科学府教育規則</p> <p>6-7-2-01 (03)東京農工大学学位審査機構の運営に関する規程</p> <p>6-7-1-02 (05)東京農工大学大学院生物システム応用科学府・生物機能システム科学専攻学位審査取扱要項</p> <p>6-7-1-03 (05)東京農工大学生物システム応用科学府・早稲田大学理工学術院先進理工学研究科共同先進健康科学専攻学位審査取扱要項</p> <p>6-7-1-04 (05)東京農工大学大学院生物システム応用科学府・食料エネルギーシステム科学専攻学位審査取扱要項</p> <p>〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料</p> <p>6-7-1-02 (05)東京農工大学大学院生物システム応用科学府・生物機能システム科学専攻学位審査取扱要項</p> <p>6-7-1-03 (05)東京農工大学生物システム応用科学府・早稲田大学理工学術院先進理工学研究科共同先進健康科学専攻学位審査取扱要項</p> <p>6-7-1-04 (05)東京農工大学大学院生物システム応用科学府・食料エネルギーシステム科学専攻学位審査取扱要項</p> <p>〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・審査及び試験に合格した学生の学位論文</p> <p>6-7-4-02 (05)令和2年3月生物システム応用科学府博士前期課程学位授与者一覧(非公表)</p> <p>6-7-4-03 (05)令和2年3月生物システム応用科学府課程博士学位授与者一覧(非公表)</p>	<p>72~75条</p> <p>3~10条, 12~17条</p> <p>9~12条</p> <p>2, 3, 5条</p> <p>4~8条, 11~18条, 23~29条</p> <p>5~8条, 10~12条, 16~23条</p> <p>6~13条, 16~19条, 21~23条</p> <p>4~8条, 11~18条, 23~29条</p> <p>5~8条, 10~12条, 16~23条</p> <p>6~13条, 16~19条, 21~23条</p>	<p>再掲</p> <p>再掲</p> <p>再掲</p> <p>再掲</p> <p>再掲</p> <p>再掲</p> <p>再掲</p> <p>再掲</p> <p>再掲</p> <p>再掲</p> <p>再掲</p>
<p>[分析項目6-7-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること</p>	<p>・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料</p>		

【特記事項】
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 該当なし
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。 該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす
【優れた成果が確認できる取組】 該当なし
【改善を要する事項】 該当なし

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・標準修業年限内の卒業(修了)率(※1)(過去5年分)(別紙様式6-8-1) 「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(※2)(過去5年分)(別紙様式6-8-1)		
	6-8-1 (05)標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)		
	・資格の取得者数が確認できる資料		
	・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料		
	6-8-1-01 (05)2019年度の学生表彰一覧表		
[分析項目6-8-2] 就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む)		
	6-8-2 (05)就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)		
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料(大学ポートレートにある場合は該当URL)		
	6-8-2-01 (05)令和2年度学校基本調査票(生物システム応用科学府)		
	・卒業(修了)生の社会での活躍等が確認できる資料(新聞記事等)		
	6-8-2-03 (01)メディア報道一覧		再掲
	6-8-2-02 (05)卒業生の声		
[分析項目6-8-3] 卒業(修了)時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取(学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-3-01 (01)2018年度卒業生・修了生アンケート集計結果(非公表)		再掲
[分析項目6-8-4] 卒業(修了)後一定期間の就業経験等を経た卒業(修了)生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業(修了)後、一定年限を経過した卒業(修了)生についての意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-4-01 (01)外部評価に向けたOBアンケート(非公表)		再掲
[分析項目6-8-5] 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-4-01 (01)外部評価に向けたOBアンケート(非公表)		再掲
	6-8-5-01 (05)生物システム応用科学府「学生の確保等の見通しを記載した書類」		

【特記事項】
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 該当なし
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。 該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす
【優れた成果が確認できる取組】 該当なし
【改善を要する事項】 該当なし

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※一部教育課程について、第三者評価結果の活用なし

: 「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目6-1-1】 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・公表された学位授与方針		
	6-1-1-01 (06)連合農学研究科ディプロマ・ポリシー		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 該当なし			
【改善を要する事項】 該当なし			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-2-1] 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・公表された教育課程方針		
	6-2-1-01 (06)連合農学研究科カリキュラム・ポリシー		
[分析項目6-2-2] 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・公表された教育課程方針及び学位授与方針		
	6-1-1-01 (06)連合農学研究科ディプロマ・ポリシー		再掲
	6-2-1-01 (06)連合農学研究科カリキュラム・ポリシー		再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			
【改善を要する事項】			
該当なし			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-3-1] 教育課程の編成が、体系的を有していること	・体系的が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等）		
	6-3-1-01 (06)連合農学研究科教育特色 (サイト抜粋)		
	6-3-1-02 (06)連合農学研究科概要抜粋		
[分析項目6-3-2] 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	6-3-1-03 (06)連合農学研究科履修案内2020	P26-30	
	・分野別第三者評価の結果		
[分析項目6-3-3] 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		
	・シラバス		
	6-3-2-01 (06)連合農学研究科シラバス		
	・その他自己点検・評価において体系的や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料		
	6-3-2-02 (01)令和元年度東京農工大学外部評価結果報告書	P4-6	再掲
	2-3-3-03 令和5回教育・学生生活委員会資料1-12 (非公表)		再掲
	6-3-2-03 (01)2019年度公開中シラバスの全数点検について (非公表)		再掲
[分析項目6-3-4] 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・明文化された規定類		
	2-1-2-01 国立大学法人東京農工大学学則	61, 76, 76条の2, 79条	再掲
[分析項目6-3-4] 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申告等）		
	6-3-4-01 (06)東京農工大学大学院連合農学研究科教育規則	2, 8, 9条	
	・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料		
	6-3-4-01 (06)東京農工大学大学院連合農学研究科教育規則	8, 9条	再掲
	6-3-4-02 (06)研究題目届 (様式)		
	・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料		
	6-3-4-03 (03)国際学会研修プログラム募集要項		再掲
	6-3-4-03 (06)国際学術情報収集援助金実施要項		
	・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料		

2-1-2-01 国立大学法人東京農工大学学則	49条	再掲
6-3-4-04 (06)東京農工大学連合農学研究科の設置及び運営に関する構成国立大学法人間協定書		
6-3-4-04 (04)地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターとの教育研究協力に関する協定書		再掲
6-3-4-05 (04)地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターとの間における教育研究協力に関する覚書		再掲
6-3-4-05 (06)国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構との連携・協力に関する協定書		
6-3-4-06 (06)国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構食品研究部門との連携・協力に関する覚書		
6-3-4-07 (06)国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構畜産研究部門との連携・協力に関する覚書		
6-3-4-08 (06)独立行政法人国立科学博物館との連携・協力に関する協定書		
6-3-4-09 (06)独立行政法人国立科学博物館との連携・協力に関する覚書		
・研究倫理に関する指導が確認できる資料		
6-3-4-16 (03)研究倫理教育(学生向け案内)		再掲
6-3-4-17 (03)APRIN eラーニングプログラム		再掲
6-3-4-10 (06)新入生オリエンテーション資料		
・TA・RAとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、TA・RAの採用、活用状況が確認できる資料		
6-3-4-19 (03)国立大学法人東京農工大学ティーチング・アシスタント実施要項	2-8条	再掲
6-3-4-20 (03)国立大学法人東京農工大学リサーチ・アシスタント実施要項	3-10条	再掲
6-3-4-11 (06)令和元年度 第1回 教育・学生生活委員会議事要旨		
6-3-4-11 (04)TAセミナー開催案内		再掲
2-5-6-02 TAセミナー配布資料		再掲
6-3-4-12 (06)2019年度連合農学研究科RA実績		

<p>【分析項目6-3-5】 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること</p>	<p>・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ</p>		
	<p>・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料</p>		
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>該当なし</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。</p>			
<p>該当なし</p>			
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p> <p>■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p> <p>該当なし</p>			
<p>【改善を要する事項】</p> <p>該当なし</p>			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-4-1] 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等)		
	2-1-2-01 国立大学法人東京農工大学学則	14-16条	再掲
[分析項目6-4-2] 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	6-4-1-01 (01) 令和2年度学年歴		再掲
	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等)		
	6-4-1-01 (01) 令和2年度学年歴		再掲
[分析項目6-4-3] 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバス		
	6-3-2-01 (06) 連合農学研究科シラバス		再掲
[分析項目6-4-4] 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料(電子シラバスのデータ(csv)等)		
	6-3-2-01 (06) 連合農学研究科シラバス		再掲
[分析項目6-4-5] 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度(CAP制度)を適切に設けていること	・教育上主要と認める授業科目(別紙様式6-4-4)		
	6-4-4 (06) 教育上主要と認める授業科目		
	・シラバス		
[分析項目6-4-6] 大学院において教育方法の特例(大学院設置基準第14条)の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	6-3-2-01 (06) 連合農学研究科シラバス		再掲
	・CAP制に関する規定		
[分析項目6-4-7] 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・大学院学則		
	2-1-2-01 国立大学法人東京農工大学学則	81条の2	再掲
[分析項目6-4-8] 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		
	・連携協力校との連携状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-9] 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること			
	・実施している配慮が確認できる資料		

<p>【分析項目6-4-10】 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること</p>	<p>・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）</p>		
	<p>・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料</p>		
	<p>・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料</p>		
	<p>・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料</p>		
<p>【分析項目6-4-11】 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること</p>	<p>・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料</p>		
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>該当なし</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに簡条書き</u>で記述すること。</p>			
<p>該当なし</p>			
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p>			
<p>■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			
<p>該当なし</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			
<p>該当なし</p>			

基準6-5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-5-1] 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1）		
	6-5-1 (06)履修指導の実施状況		
[分析項目6-5-2] 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
	6-5-2 (06)学習相談の実施状況		
[分析項目6-5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2）		
	6-5-2 (06)学習相談の実施状況		
[分析項目6-5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料		
	6-5-3 (06)社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組		
[分析項目6-5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3）		
	6-5-3-01 (06)イノベーション推進特別講義シラバス		
[分析項目6-5-4] 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣・単位認定実績等）		
	6-5-4 (06)履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況		
[分析項目6-5-4] 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4）		
	6-5-4-01 (01)東京農工大学保健管理センター特別修学支援室要項	4, 6条	再掲
[分析項目6-5-4] 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	6-5-4-02 (01)障害を理由とする差別の解消の推進に関する役職員対応要領	4, 5, 8条	再掲
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
[分析項目6-5-4] 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	6-5-4-03 (01)2019年度版 チューターのためのマニュアル		再掲
	6-5-4-01 (06)2019年度 連合農学研究科外国人留学生チューター人数		
[分析項目6-5-4] 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所		
	6-3-1-03 (06)連合農学研究科履修案内2020		再掲
[分析項目6-5-4] 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料		
	6-5-4-08 (01)障害のある学生に対する支援(非公表)		再掲
[分析項目6-5-4] 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	6-5-4-09 (01)東京農工大学特別修学支援体制図		再掲
	6-5-4-01 (01)東京農工大学保健管理センター特別修学支援室要項	4, 6条	再掲
[分析項目6-5-4] 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	6-5-4-02 (01)障害を理由とする差別の解消の推進に関する役職員対応要領	4, 5, 8条	再掲

・ 特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料		
・ 学習支援の利用実績が確認できる資料		
6-5-4-08 (01)障害のある学生に対する支援(非公表)		再掲

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

該当なし

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

該当なし

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■ 当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

該当なし

【改善を要する事項】

該当なし

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-6-1] 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・成績評価基準		
	2-1-2-01 国立大学法人東京農工大学学則	29条	再掲
	6-3-1-03 (06)連合農学研究科履修案内2020	P7	再掲
[分析項目6-6-2] 成績評価基準を学生に周知していること	・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所		
	2-1-2-01 国立大学法人東京農工大学学則	29条	再掲
	6-3-1-03 (06)連合農学研究科履修案内2020	P7	再掲
[分析項目6-6-3] 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・成績評価の分布表		
	6-6-3-01 (06)連合農学研究科の成績分布(2019年度)(非公表)		
	・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料		
	6-6-3-02 (06)第392回連合農学研究科代議委員会議事要旨		
	・GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料		
	・(個人指導等が中心となる科目の場合)成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料		
[分析項目6-6-4] 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料		
	6-3-1-03 (06)連合農学研究科履修案内2020	P7	再掲
	6-6-4-03 (01)成績確認制度に関する要項	2条、3条	再掲
	・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ		
	申立て実績なし		
	・成績評価の根拠となる資料(答案、レポート、出席記録等)を保存することを定めている規定類		
	6-6-4-05 (01)国立大学法人東京農工大学法人文書管理規程	11条別表第1	再掲

【特記事項】
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 該当なし
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。 該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす
【優れた成果が確認できる取組】 該当なし
【改善を要する事項】 該当なし

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-7-1] 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件(以下「卒業(修了)要件」という。)を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定		
	2-1-2-01 国立大学法人東京農工大学学則	72, 74, 75条	再掲
	6-3-4-01 (06)東京農工大学大学院連合農学研究科教育規則	3条	再掲
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業(修了)判定の手順が確認できる資料		
	2-1-2-01 国立大学法人東京農工大学学則	72, 74, 75条	再掲
	1-3-1-02 国立大学法人東京農工大学部局組織運営規程	11条	再掲
[分析項目6-7-2] 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究成果の審査に係る手続き及び評価の基準(以下「学位論文審査基準」という。)を組織として策定されていること	・学位論文(課題研究)の審査に係る手続き及び評価の基準		
	2-1-2-01 国立大学法人東京農工大学学則	72, 74, 75条	再掲
	6-7-1-01 (06)東京農工大学大学院連合農学研究科課程修了認定及び学位審査等取扱規程	2~13, 16条	再掲
	6-7-1-02 (01)東京農工大学学位規程	3, 3条の3, 4, 11~17条	
	6-3-4-01 (06)東京農工大学大学院連合農学研究科教育規則	8, 9, 14条	再掲
	6-7-2-01 (03)東京農工大学学位審査機構の運営に関する規程	2, 3, 5条	再掲
	6-7-2-01 (06)課程修了による学位論文提出に関する留意事項について		
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料		
	2-1-2-01 国立大学法人東京農工大学学則	72, 74, 75条	再掲
	1-3-1-02 国立大学法人東京農工大学部局組織運営規程	11条	再掲
	6-7-1-01 (06)東京農工大学大学院連合農学研究科課程修了認定及び学位審査等取扱規程	2~13, 16条	再掲
	[分析項目6-7-3] 策定した卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む)を学生に周知していること	・卒業(修了)要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所	
2-1-2-01 国立大学法人東京農工大学学則		74条	再掲
6-3-1-03 (06)連合農学研究科履修案内2020		P4-12	再掲
[分析項目6-7-4] 卒業又は修了の認定を、卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む)に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料		
	6-7-4-01 (06)第100回連合農学研究科教授会議事要旨(非公表)		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文(特定課題研究の成果を含む。)に係る評価基準、審査手続き等		

2-1-2-01 国立大学法人東京農工大学学則	72, 74, 75条	再掲
6-7-1-01 (06)東京農工大学大学院連合農学研究科課程修了認定及び学位審査等取扱規程	2~13, 16条	再掲
6-7-1-02 (01)東京農工大学学位規程	3, 3条の3, 4, 11~17条	再掲
6-3-4-01 (06)東京農工大学大学院連合農学研究科教育規程	8, 9, 14条	再掲
6-7-2-01 (03)東京農工大学学位審査機構の運営に関する規程	2, 3, 5条	再掲
6-7-2-01 (06)課程修了による学位論文提出に関する留意事項について		再掲
〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料		
6-7-1-01 (06)東京農工大学大学院連合農学研究科課程修了認定及び学位審査等取扱規程	2~13, 16条	再掲
6-7-4-02 (06)学位論文審査委員の選出についての申し合わせ		
〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・審査及び試験に合格した学生の学位論文		
6-7-4-03 (06)学位(博士)授与報告書(非公開)		

[分析項目6-7-5]
専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること

・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

該当なし

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。

該当なし

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■ 当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

該当なし

【改善を要する事項】

該当なし

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・標準修業年限内の卒業(修了)率(※1)(過去5年分)(別紙様式6-8-1) 「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(※2)(過去5年分)(別紙様式6-8-1)		
	6-8-1 (06)標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)		
	・資格の取得者数が確認できる資料		
	・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料		
	6-8-1-01 (06)令和元年度の学生表彰者一覧表		
[分析項目6-8-2] 就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む)		
	6-8-2 (06)就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)		
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料(大学ポートレートにある場合は該当URL)		
	6-8-2-01 (06)令和2年度学校基本調査票(連合農学研究科)		
	・卒業(修了)生の社会での活躍等が確認できる資料(新聞記事等)		
	6-8-2-03 (01)メディア報道一覧		再掲
	6-8-2-02 (01)東京農工大学大学案内	P4	再掲
6-8-2-02 (03)TUATExpress2018-2019	P2	再掲	
[分析項目6-8-3] 卒業(修了)時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取(学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-3-01 (01)2018年度卒業生・修了生アンケート集計結果(非公表)		再掲
[分析項目6-8-4] 卒業(修了)後一定期間の就業経験等を経た卒業(修了)生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業(修了)後、一定年限を経過した卒業(修了)生についての意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-4-01 (01)外部評価に向けたOBアンケート(非公表)		再掲
[分析項目6-8-5] 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-4-01 (01)外部評価に向けたOBアンケート(非公表)		再掲
	6-8-5-01 (01)企業人事担当者から見た大学のイメージ調査(非公表)		再掲

【特記事項】
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 該当なし
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。 該当なし
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす
【優れた成果が確認できる取組】 該当なし
【改善を要する事項】 該当なし